

消防用設備等審査基準

横須賀市消防局

【内容現在：令和7年1月1日】

目次

第 1 章 総則

- 第 1 目的
- 第 2 用語

第 2 章 通則

- 第 1 消防用設備等の設置単位
- 第 2 令別表第 1 の取扱い
- 第 3 令第 8 条等に規定する区画の取扱い
- 第 4 令第 9 条の考え方
- 第 5 既存防火対象物に対する消防用設備等のそ及適用
- 第 6 床面積・階の取扱い
- 第 7 無窓階
- 第 8 収容人員の算定
- 第 9 工事整備対象設備等着工届・消防用設備等工事計画届

第 3 章 消防用設備等

- 第 1 節 消防用設備等設置指導の要点
 - 第 1 消火器具（令第 10 条、規則第 6 条から第 11 条、条例第 64 条関係）
 - 第 2 屋内消火栓設備（令第 11 条、規則第 12 条関係）
 - 第 3 スプリンクラー設備（令第 12 条、規則第 13 条から第 15 条関係）
 - 第 4 泡消火設備（令第 15 条、規則第 18 条関係）
 - 第 5 不活性ガス消火設備（令第 16 条、規則第 19 条関係）
 - 第 6 ハロゲン化物消火設備（令第 17 条、規則第 20 条関係）
 - 第 7 粉末消火設備（令第 18 条、規則第 21 条関係）
 - 第 8 屋外消火栓設備（令第 19 条、規則第 22 条関係）
 - 第 9 動力消防ポンプ設備（令第 20 条関係）
 - 第 10 自動火災報知設備（令第 21 条、規則第 23 条から第 24 条の 2 関係）
 - 第 11 ガス漏れ火災警報設備（令第 21 条の 2、規則第 24 条の 2 の 2 から規則第 24 条の 2 の 4 関係）
 - 第 12 漏電火災警報器（令第 22 条、規則第 24 条の 3 号関係）
 - 第 13 消防機関へ通報する火災報知設備（令第 23 条、規則第 25 条関係）
 - 第 14 非常警報設備（令第 24 条、規則第 25 条の 2 関係）

- 第 15 避難器具（令第 25 条、規則第 26 条及び第 27 条関係）
- 第 16 誘導灯及び誘導標識（令第 26 条、規則第 28 条の 2、規則第 28 条の 3 関係）
- 第 17 消防用水（令第 27 条関係）
- 第 18 排煙設備（令第 28 条、規則第 29 条及び規則第 30 条関係）
- 第 19 連結散水設備（令第 28 条の 2、規則第 30 条の 2 及び規則第 30 条の 3 関係）
- 第 20 連結送水管（令第 29 条、規則第 30 条の 4、規則第 31 条関係）
- 第 21 非常コンセント設備（令第 29 条の 2、規則第 31 条の 2 関係）
- 第 22 無線通信補助設備（令第 29 条の 3、規則第 31 条の 2 の 2 関係）
- 第 23 非常電源
- 第 24 フード等用簡易自動消火装置

第 1 章 総則

第 1 目的

この指導指針は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、統一的な運用を図ることを目的とする。

第 2 用語

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 条例とは、横須賀市火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）をいう。
- (5) 条例規則とは、横須賀市火災予防条例施行規則（昭和45年横須賀市規則第54号）をいう。
- (6) 告示とは、消防庁告示をいう。
- (7) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (9) JISとは、日本産業規格をいう。
- (10) 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (11) 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- (12) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (13) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (14) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (15) 防火設備とは、建基令第109条に規定するものをいう。
- (16) 特定防火設備とは、建基令第112条に規定するものをいう。
- (17) 防火戸とは、防火設備である防火戸又は特定防火設備である防火戸をいう。
- (18) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (19) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (20) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (21) 認定品とは、規則第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

※ 本基準中、*の表示されている部分は、行政指導を示す。

第2章 通則

第1 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り、敷地でなく、棟であること。

（注）棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

（1）建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（図1-1、図1-2参照）

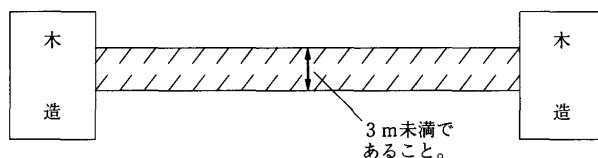


図1-1

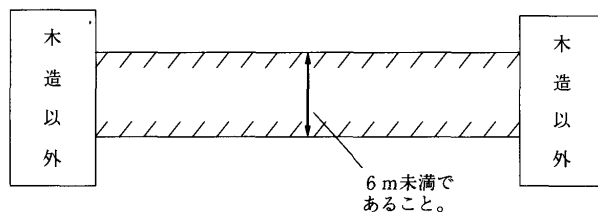


図1-2

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。（図1-3、図1-4参照）

（注）建築物相互間の距離は、次によること。

- ① 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。
- ② 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。
- ③ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

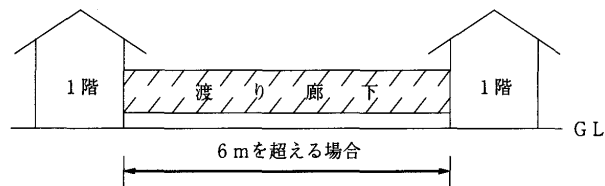


図1-3

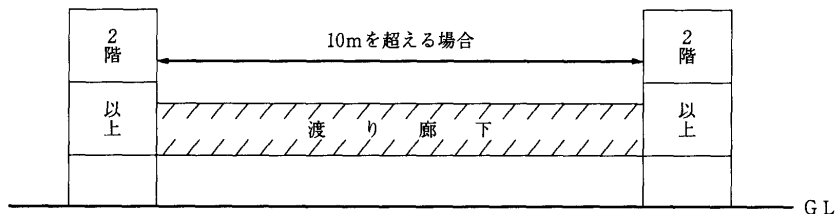


図1-4

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。

次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。

a 防火構造で造られていること。(図1-5参照)

b a以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(図1-6、図1-7参照)

(注) 渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

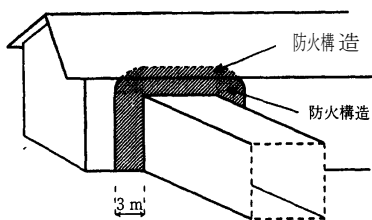


図1-5

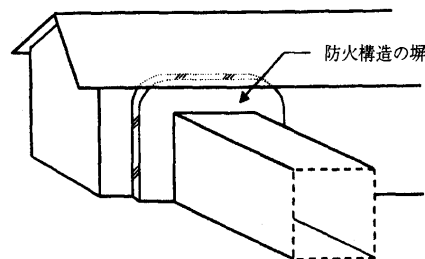


図1-6

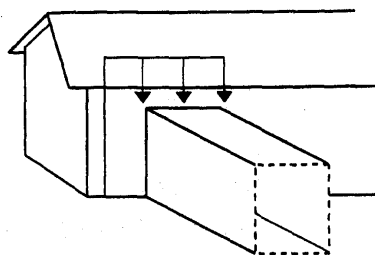


図1-7

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積の合計が4平方メートル以下の開口部で防火戸(建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)が設けられている場合にあっては、この限りでない。(図1-8参照)

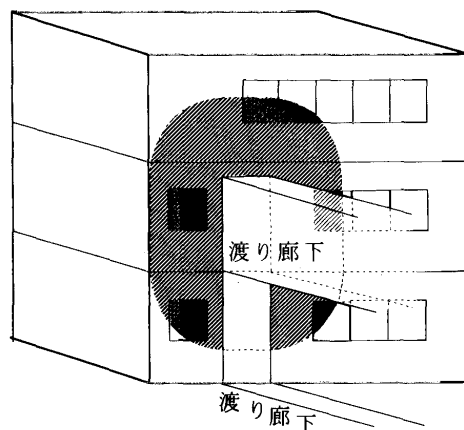


図1-8

(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

- a 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。b（b）において同じ。）が設けられていること。（図1-9参照）

（注）開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの。

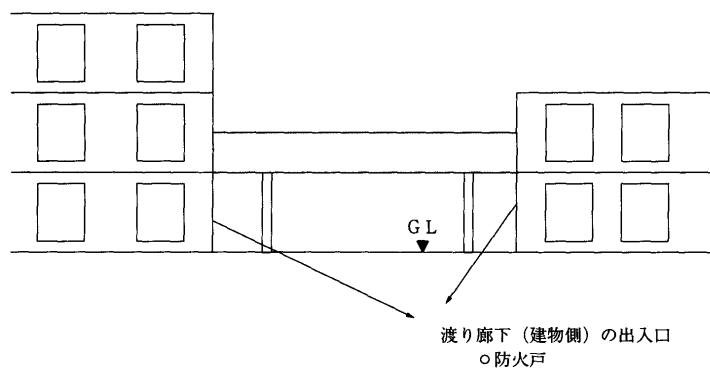


図1-9

- b a以外のものについては、次の（a）から（c）までに適合すること。

- （a）建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄筋造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- （b）建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分にはaで定める構造の防火戸が設けられていること。（図1-10参照）

（注）防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付とすること。

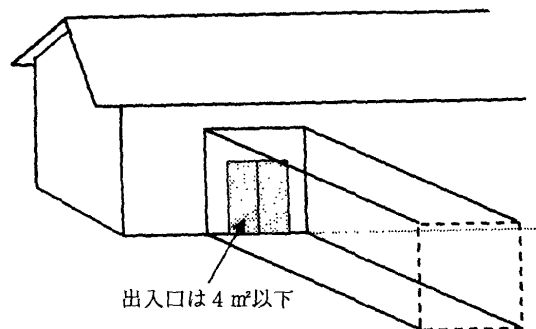


図1-10

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。(図1-11参照)

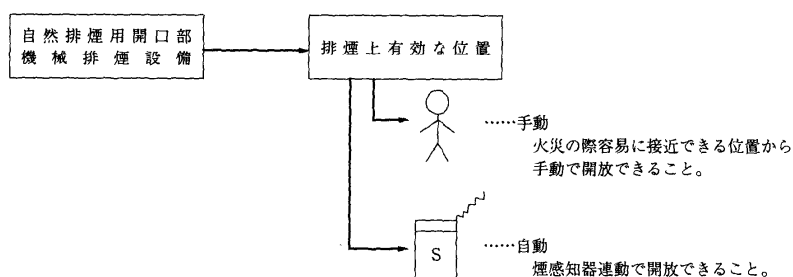


図1-11

a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(図1-12参照)

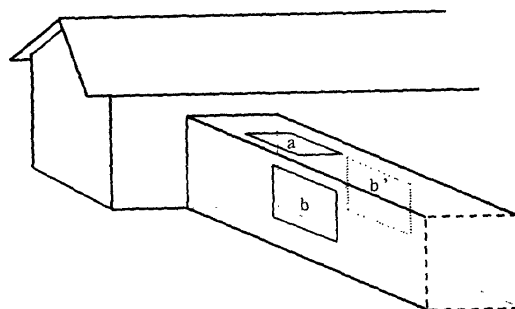
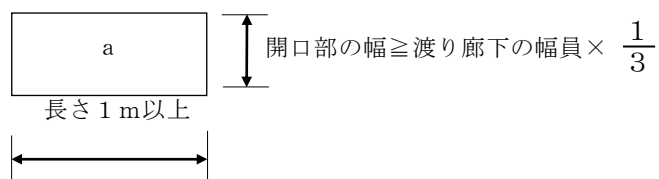
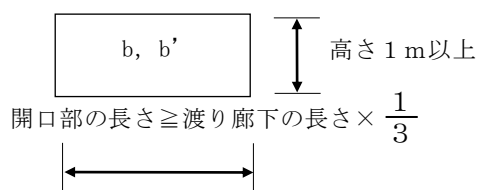


図1-12

(a) 屋根又は天井に設ける開口部



(b) 外壁に設ける開口部（両側に設置）



b' 機械排煙設備にあっては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、長さ2 m以上とすることができる。（図1-13参照）

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1) ウ（ウ）b（c）により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

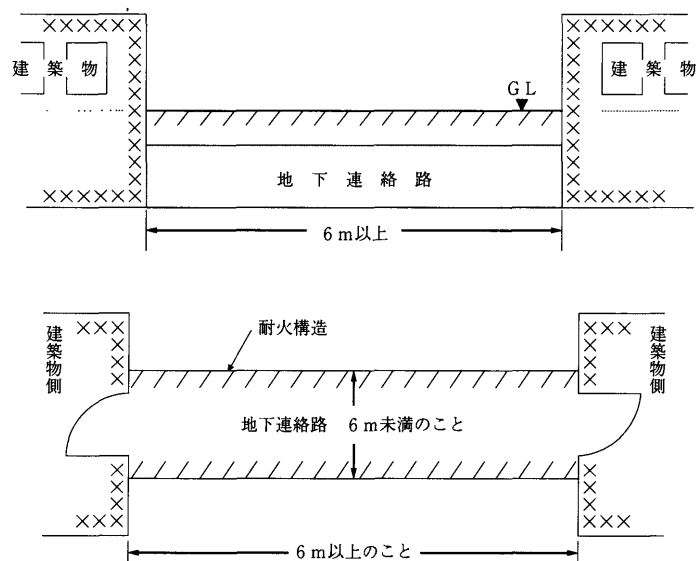


図 1-13

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合。(図 1-14、図 1-15 参照)

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので 2 m^2 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。

ただし、洞道の長さが 20 m を超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

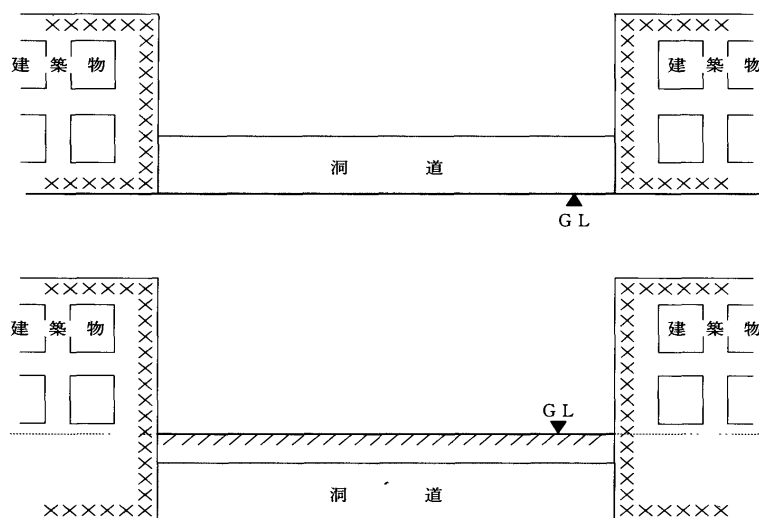


図 1-14

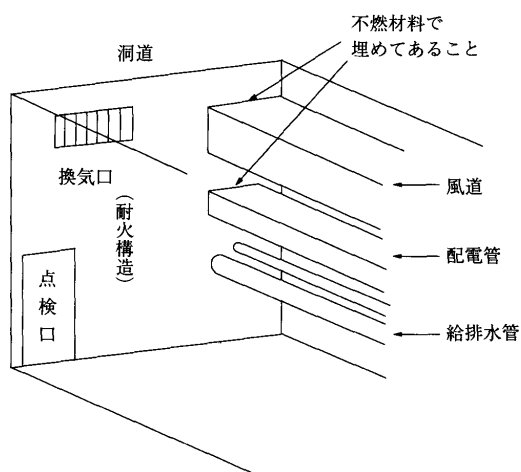


図1-15

3 その他

(1) 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

ア 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

イ 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

(2) 消防用設備等については、渡り廊下等の部分を含め設けること。

第2 令別表第1の取扱い

1 共通事項

令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いは、次の各項に定めるところによるものとする。

- (1) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、表2-1（イ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）欄に掲げる用途に供される部分、これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。

（ア）当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ）当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ）当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

表2-1

区 分	（イ）主たる用途に供される部分 （これらに類するものを含む）	（ロ）機能的に従属していると認められる部分 （これらに類するものを含む）
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション又は観覧場の会議室
(1) 項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、（その他上欄を準用）	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室、結婚式場
(2) 項 イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項 ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品室、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
(2) 項 ハ・ニ	客席、客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室

区分	(イ) 主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
(6) 項ロ・ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、学童保育室、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、娯楽室、浴室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室

(注) ① (ア) から (ウ) までの具体的な運用に必要な判断基準を表2-2に示すので参考とすること。

② (ア) から (ウ) までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

表2-2

条 件	左 欄 の 運 用
(ア)当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水空調等)等の設備、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ)当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は主たる用途に供される部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主たる用途に供される部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態(非常口又は従業員専用出入口を除く。)を有しないものであること。
(ウ)当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。	主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であること。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)

(注) 共用される部分の床面積の按分は次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
 - ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
 - ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (2) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ、又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ、又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (3) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、(1)、(2)によるほか、次により取り扱うものであること。

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

店舗等	住 宅
-----	-----

店舗(50㎡以下) < 住宅

イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は当該令別表防火対象物に、令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は複合用途防火対象物に、それぞれ該当するものであること。

店舗等	住 宅
店舗 > 住宅	
店舗等	住 宅
店舗 (50㎡以上) < 住宅	

ウ 令別表第1に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合(5%以内の違いをいう。)は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

店舗等	住 宅
店舗 ≒ 住宅	

(注) 一般住宅は、前(1)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(4) 消防法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(5) 項判定にあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 複合用途防火対象物

前1(1)又は(3)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

3 令別表第1の活用にあたっての留意事項

- (1) 防火対象物に対する規制は、令別表第1の各項(イ、ロ、ハ、ニ等の細別があるときはそのイ、ロ、ハ、ニ)ごとに定められている。したがって、同一の項(及び細別)に属するもの、例えば(1)項ロの公会堂と集会場のいずれかに該当するものをそのいずれかに厳密に区分する実益はないものである。
- (2) 防火対象物が令別表第1に掲げる防火対象物に該当するに至る時期は、当該防火対象物はその用途、態様、社会的機能等に応じて規制されているところから、社会的機能を有するものとして事実上現出したとき、具体的にはそのような態様をもって社会的に機能するよう用途を開始するとき又は指定若しくは認定を受けたとき(令別表第1(17)項、(19)項)であること。防火対象物の用途区分は、忽然として決定されるものではなく、建築構想のときにすでに芽生え、基本設計、細部設計で肉付けされ、建築確認申請によりほぼ決定しているものであり、消防用設備等の設置規制、防災規制の適用は、このことを前提として行われているものであるが、防火対象物に対する規制の適否は、社会機能を有するものとして存在するようになった時点で最終的に判断するものであること。工事中又は開業前など、その時点以前の防火対象物は、法第2条にいう防火対象物ではあるが、消防用設備等の設置などの規制の対象となる防火対象物ではないこと。

- (3) 開業直前のホテルのように、営業開始に至らないものであっても、開業準備のため30人以上の従業員が働いている場合がある。このような場合は、「ホテル営業開始」というセレモニー以前の時点で「すでに社会的機能を有するものとして存在するようになった」と解されるもので、その時点で防火管理規制や消防用設備等の設置、維持の規制などに適合している必要があること。
- (4) たとえ他の法令に違反するもの、すなわち建築確認（建基法第6条及び同第6条の2）又は建築物の使用承認（同第7条及び同第7条の2）を得ていない建築物であっても、また、営業許可（旅館業法第3条、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第3条）を受けていない旅館やキャバレーであっても、実態的に当該用途に用いられていれば、令別表第1に掲げる防火対象物に該当し、消防用設備等の設置及び維持などの規制の対象となること。
- (5) 建築物を新築する場合は、設計、建築確認、施工の段階においてその用途を特定し、用途開始と同時に設置義務の生じる消防用設備等を事実上設置していなければならない（そうしなければ、すぐに消防法上適法に用途開始をすることができない。）こと。このことは、法第17条の2の5第1項や法第17条の3第1項の適用を受けている防火対象物について、過半数に及ぶ増築、改築等（令第35条、同第36条）を行う場合も同様であること。
- (6) 休業中の防火対象物は、形式上は令別表第1に掲げる防火対象物に該当するかのようであるが、それに加えるべき規制がその現実の用途、態様、社会的機能等を前提とする以上、営業中のものと同一に取り扱うものではないこと。
- ただし、営業再開を予定する場合は、再開後の規制に備えて消防用設備等の設置及び維持について現実に配慮する必要があることは、前(5)と同様であること。
- (7) 令別表第1に掲げる防火対象物は、その用途、態様、社会的機能に応じて規制されているので、臨時的（飯場等）、季節的（冬季間だけでスキー客等のために開設するスキー小屋やスキー民宿等）又は仮設的（天幕張りのサーカス小屋等）なものであっても、本表に掲げる防火対象物から除外されるものではないこと。
- (8) 同一の防火対象物が、通常の形態のまま2以上の用途に供される場合（例えば、日中は公民館として使用し、夜間は私人の洋裁学校として使用するなど）は、(1)項にも(7)項にも該当するものであって、それぞれの用途に供するものとして必要とされる技術上の基準を充たさなければならない（この例では、たまたますべての基準について(1)項の方の規制が厳しいので、(1)項の防火対象物としての基準を充たせば足りる結果となる。）こと。

4 項の特定にあたっての留意事項

令別表第1は、防火対象物を22項（細別を加えると46項）に区分している。その区分にあたって用いられている劇場とか旅館などの用語については、(17)項を除いては、特に定義されておらず、当該防火対象物の使用形態を社会の一般通念に照らして用途を決定するものであること。他の法令で用語の定義が明らかにされているものについては、それが防火対象物の用途の特定にあたって有力な根拠となるものであるが、それらの法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、必ずしも火災予防の観点を採り入れているものとは言えないことから、令別表第1における劇場、旅館などの用語は、それらの法令で定める意義と全く同一とは言えず、それらを基礎としながらも、本表の趣旨を踏まえ、あくまでも実態に即して解釈すること。

5 特別法との関係

防火対象物又はその部分が、危険物施設に該当する場合は、製造所等に設置すべき消火設備等に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定である法第17条に対し特別法たる地位を有するので、消防用設備等は法第10条第4項（危政令第20条）の規定のみに適合すれば足りるものであること。なお、当該防火対象物の一部分に危険物製造所等がある場合は、当該部分は法第10条第4項の規定により、その他の部分は法第17条の規定によること。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(1) 項 イ	劇場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	野球場 寄席	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。
	映画館	2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種スポーツ施設	
	演芸場	3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	音楽堂 競輪場 サーカス	
	観覧場	4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。		
(1) 項 ロ	公会堂 集会場	公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興業的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 結婚式場	(1)項のイの備考に同じ 1 興行的なものとはしては、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 地域住民のための町内会館等については、本項として扱う。
(2) 項 イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これに類するもの	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	バー サロン クラブ ディスコ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの。またはこれと同様の形態を有するものをいう。 (参考)～同施行規則～ キャバレー、ナイトクラブは客席面積66㎡以上踊り場有効面積は客席の1／5以上 カフェーは客席16.5㎡以上
(2) 項 ロ	遊技場	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。	碁会所 マージャン屋	1 一般的に風営法第2条第1項第4号、第7号及び第8号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。
	ダンスホール	2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設	パチンコ屋	

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
		をいう。	ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード	2 飲食を主とするものは(3)項口として扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取扱う。
(2) 項 ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業をいう。 2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第2号に規定するもの) イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)として、次の(ア)、(イ)に掲げる風営法施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。)で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの) (ア) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号に規定するもの) (イ) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこ	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオのぞき劇場 セリクラ 同性の客に役務提供するファッションヘルス等	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド(令別表第1(9)項イ)、ストリップ劇場(令別表第1(1)項イ)、アダルトショップ(令別表第1(4)項)等、既に令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、令別表第1(2)項ハとして取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第1(2)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
		れに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗		
(2) 項 二	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まないこと。 2 風営法の届出を行っていないが、密閉性の高い個室でビデオ、インターネット、ゲーム、漫画等の利用サービスを提供している事業所は該当する。（比較的開放性の高い、個室に準じた閉鎖的な間仕切りスペース内（例：立てば見通し可能、扉等なし）で、サービスを提供している店舗も含まれる。）	カラオケボックス 個室ビデオ 漫画喫茶 複合カフェ（個室を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗） テレフォンクラブ	防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造により、個々の利用客が火災に気づきにくく、従業者等による避難誘導も困難となりやすいものである。 また、これら個室等が狭い空間に密集した施設形態となっていることから、煙・熱が滞留しやすく、地上や安全区画への経路が断たれやすいこと等により火災時の避難に支障を生ずるおそれがあることから、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックス等について新たに区分することとした。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(3) 項 イ	待合 料理店 その他これに 類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項 ロ	飲食店	飲食店とは一客席において客にもつぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー 海の家	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット その他の物品 販売業を営む 店舗 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 見本市会場 ガソリンスタンド コンビニエンス ストア 自動車販売展示場 卸売問屋 レンタルショップ (販売を伴うもの)	展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(5) 項 イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これら に類するもの	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のもので、副次的に宿泊を提供する施設をいう。	保養所 ユースホステル ロッジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム ウィークリーマンション	1 旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取扱う。 2 特定の人を宿泊させる会員宿泊施設、事業所の福利厚生施設等は、旅館類似の施設として、本項として取扱う。 3 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取扱う。 4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
(5) 項 ロ	寄宿舍 下宿 共同住宅	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮	1 長屋は本項に該当しない。 2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取扱う。 3 研修所に付帯する宿泊所であっても、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取扱う。 4 短期契約の賃貸共同住宅のうち、次のものは本項として取扱う。 (1) 住戸の契約が、借地借家法に基づく1か月以上の「定期建物賃貸借契約」で、かつ、借主が生活の本拠として使用

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
				するもの。 (2) 部屋の清掃及びベッドメイキング等の住戸の管理は、契約に基づく借主が維持管理するもの。
(6) 項 イ (1)	病院	次のいずれにも該当する病院※¹(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの※²を除く。) 1 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名※³をいう。(6)項イ(2)定義1において同じ。)を有すること 2 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 ※1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所で あって患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。		※2 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。 (1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。 (例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。 (2) 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数とは原則として棟単位で算定を行うこと。 (3) 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。 (4) 規則第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
				療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。 (5) 規則第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。 ※3 令別表第1（6）項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名（以下「特定診療科名」という。）については次によること。 (1) 特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、同項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
				のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱う。 (2) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱う。
(6) 項 イ (2)	診療所	次のいずれにも該当する診療所※¹ 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 ※1 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆または特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。	クリニック	1 (6)項イ(1)備考※3によること。 2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。
(6) 項 イ (3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。） 患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるも	助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。	医院 クリニック	

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
	のを除く。) 入所施設を有する助産所			
(6) 項 イ (4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所 入所施設を有しない助産所		医院 クリニック	1 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取扱う。 2 保健所は、(15)項として取扱う。
(6) 項 ロ (1)	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、養護する施設をいう。(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3参照) 2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)6条で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加させるために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設をいう。 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所さ		高齢者施設に係る運用上の留意事項 ※1～4 (H26年3月14日消防予第81号) 1 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、規則第5条第3項に規定する区分に該当する者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者。(2)において「避難が困難な要介護者」という。)の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。 2 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下のア又はイの条

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ロ (1)	軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるもの※ ¹ に限る。）	せ、養護する施設をいう。（老人福祉法第20条の5参照） 4 軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるもの※ ¹ に限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。（老人福祉法第20条の6参照）	軽費老人ホーム ケアホーム	件に該当することを判断の目安とすること。 (1) 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。
	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの※ ² に限る。）	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの※ ² に限る。）とは、老人を入所させ、食事その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設等でないものをいう。（(6)項ハ(1)において同じ。）（老人福祉法第29条第1項参照）	サービス付高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等※ ³	3 1及び2における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。 4 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前(1)又は(2)と同様に判断すること。
	介護老人保健施設	6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設で、都道府県知事の許可を受けたものをいう。（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項参照）		5 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する令別表第1の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを(6)項ロ又ハと取扱うこと。 具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。
	老人短期入所事業を行う施設	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期入所させ、養		なお、有料老人ホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項で規定されており、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているかどうかにかかわらず、食事の提

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 口 (1)	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの※2に限る。)	護する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第4項参照) 8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの※2に限る。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数以上であるもの又は利用者の要介護状態等を把握することが困難である場合において、実態として複数の要介護者を1月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。(老人福祉法第5条の2第5項参照)		供等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして扱われる。当該マンション等のサービス提供の取扱いが不明確である場合には、福祉部局と連携の上、当該施設の取扱いを適切に判断すること。
	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの者等が、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう(老人福祉法第5条の2第6項参照)		
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1)令別表第1(6)項口(1)に規定する避難が困難な要介護者(次号において「避難が困難な要介護者」という。)を主と		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 口 (1)	の※4	して入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。) (2)避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。)		
(6) 項 口 (2)	救護施設	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項参照)		(6)項口(1)備考の共通事項参照
(6) 項 口 (3)	乳児院	乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条参照)		(6)項口(1)備考の共通事項参照
(6) 項 口 (4)	障害児入所施設	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条参照)		(6)項口(1)備考の共通事項参照
(6) 項 口 (5)	障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるもの※1	1 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務		(6)項口(1)備考の共通事項参照 ※1 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(障害者総合支援法第4条第4項に定める障害程度区分(平成26年

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ロ (5)	に限る。) 短期入所を行 う施設(避難が 困難な障害者 等を主として 入所させるも の※¹に限る。) 共同生活援助 を行う施設(避 難が困難な障 害者等を主と して入所させ るもの※¹に限 る。)	省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるもの※¹に限る。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法律第5条第11項参照) 2 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるもの※¹に限る。)とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法第5条第8項参照) 3 「障害者共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)」とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法第5条第17項参照)		4月1日以後は、同法改正により障害支援区分。以下同じ。)が4以上の者)が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害程度区分認定を受けていない者にあつては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。
(6) 項 ハ	老人デイサー ビスセンター	1 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法		(6)項ロ(1)備考の共通事項参照

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(1)	軽費老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。) 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるもの	の指導その他の便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2参照) 2 軽費老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。)をいう。(老人福祉法第20条の6参照) 3 「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7参照) 4 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2) 5 有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入所させ、食事その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設等でないも		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ハ (1)	を除く。） 老人デイサー ビス事業を行 う施設 小規模多機能 型居宅介護事 業を行う施設 （(6)項ロ(1) に掲げるもの を除く。） その他これら に類するもの として総務省 令で定めるもの	のをいう。（老人福祉法第29条第1項参照） 6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（老人福祉法第5条の2第3項） 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数以上であるもの又は利用者の要介護状態等を把握することが困難である場合において、実態として複数の要介護者を1月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。（老人福祉法第5条の2第5項参照） 8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及び(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）をいう。（規則第5条第8項参照）		
(6)	更生施設	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活		(6)項ロ(1)備考の共通事項参照

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
項 ハ (2)		指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。(生活保護法(昭和25年法律144号)第38条第3項参照)		
(6) 項 ハ (3)	助産施設 保育所 幼保連携認定 こども園 児童養護施設	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条参照) 2 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるもの)に限り、幼保連携型認定こども園を除く。)をいう。(児童福祉法第39条参照) 3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。(児童福祉法第39条の2及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(昭和18年第77号)第2条第7項参照) 4 児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ		(6)項ロ(1)備考の共通事項参照

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ハ (3)	児 童 自 立 支 援 施設	て、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第41条参照) 5 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条参照)		
	児 童 家 庭 支 援 センター	6 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条の2参照)		
	一 時 預 かり 事 業又は家庭的 保 育 事 業 を 行 う 施 設	7 一時預かり事業とは、次に掲げる者について、内閣府令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。(児童福祉法第6条の3第7項参照)		
	そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の と して 総 務 省	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項ロに		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
	令で定めるもの	掲げるものを除く。)をいう。(規則第5条第9項参照)		
(6) 項 ハ (4)	児童発達支援センター	1 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。 (児童福祉法第43条参照)		(6)項ロ(1)備考の共通事項参照
	児童心理治療施設	2 児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条の2参照)		
	児童発達支援を行う施設	3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与するための施設をいう。(児童福祉法第6条の2の2第2項参照)		
	放課後等デイサービスを行う施設	4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ハ (4)		び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設をいう。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項参照)		
(6) 項 ハ (5)	身体障害者福祉センター 障害者支援施設((6)項口(5)に掲げるものを除く。) 地域活動支援センター 福祉ホーム	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条参照) 2 障害者支援施設((6)項口(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 B 型)を行う施設のうち、障害支援区分 4 以上の者が全入所者の 8 割以下のものをいう。(障害者総合支援法第 5 条第 11 項参照) 3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第 5 条第 27 項参照) 4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常		(6)項口(1)備考の共通事項参照するこ

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ハ (5)	生活介護を行う施設	生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第28項参照) 5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者として主務省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の主務省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第7項参照)		
	短期入所を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）	6 短期入所を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。(障害者総合支援法第5条第8項参照)		
	自立訓練を行う施設	7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、主務省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第12項参照)		
	就労移行支援事業を行う施設	8 就労移行支援事業を行う施設とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(6) 項 ハ (5)	就 労 継 続 支 援 を 行 う 施 設	の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条13項参照) 9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条14項参照)		
	共 同 生 活 援 助 を 行 う 施 設 ((6) 項 ロ (5) に 掲 げ る も の を 除 く。)	10 共同生活援助を行う施設 ((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。(障害者総合支援法第5条第17項参照)		
(6) 項 ニ	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。(学校教育法第22条参照) 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図		

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
		るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。(学校教育法第72条参照)		
(7) 項	小学校	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。	消防学校	学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は本項として取扱う。
	中学校	2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。	警察学校	
	高等学校	3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。	理容学校	
	中等教育学校	4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。	学習塾	
	高等専門学校	5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。	外国語学校	
	大学	6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。	洋裁学校	
	専修大学	7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。	料理学校	
	各種学校	8 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。	タイピスト学校	
	その他これら	9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外	コンピューター学校	

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
	に類するもの	のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。		
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これら に類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これら に類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソープランド ロマン風呂 サウナ風呂 酵素風呂 砂風呂	
(9) 項 ロ	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあ るものは、全体を本項として取扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の 発 着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	大栈橋 エアーシテーター ミナル	
(11)	神社	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教	庫裡	1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
項	寺院 教会 その他これら に類するもの	義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを 目的とする施設をいう。		定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当し ない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその 機械化が比較的高いものをいう。	製造所	1 運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(14)項 として取扱う。 2 宅配専門とは多数の者が通行する部分で、カウンター形式 等で商品の受渡しをするものを除く。
	作業所	2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでそ の機械化が比較的低いものをいう。	集配センター 宅配専門のピザ・ 弁当店	
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用 いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらの ビデオテープを作製する施設をいう。		
(13) 項 イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合にもつばら格 納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸 し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納 庫	駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項 として取扱い、オートバイを保管する部分については本項とし て取扱う。
(13) 項 ロ	飛行機、回転翼 航空機の格納 庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供すること ができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施 設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物 であって、物品の保管の用に供するものをいう。		営業用又は自家用であることは問わない。工場、商店等の付属 倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。
(15) 項	その他の事業 所	その他の事業所とは、(1)から(14)項までに掲げる防火対象 物以外のものをいう。	官公署 事務所	1 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有し ないものにあつては、本項として取扱う。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
			銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 スポーツ施設 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店 （取り次ぎ店） 接骨院 モデルルーム 保健所 葬儀場	2 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取扱う。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(16) 項 イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ又はハ等分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取扱う。
(16) 項 ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。			
(16)の2 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄部分(出札室、事務室等)は、地下街に含まれないものであること。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
(16)の 3 項	建築物の地階((16)の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)			「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」(昭和 56 年6月 20 日消防予第133号)第1.1を参照すること。
(17) 項	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
	重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。		
(18) 項	延長 50m 以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			当市では、指定していない。
(20) 項	自治省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）軌道法（大		1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
		正 10 年法律第 76 号) 若しくは道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		公共団体の所有するもの イ 係留中の船舶 ウ 告示 (昭和 49 年運輸省告示第 353 号) で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第 32 条に規定する船舶 総トン数 20 トン未満の漁船でもっぱら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法、鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。 (1) 鉄道運転規則 (昭和 62 年運輸省令第 15 号) 第 51 条で定める機関車 (蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則 (昭和 39 年運輸省令第 71 号) 第 43 条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。 (3) 軌道運転規則 (昭和 29 年運輸省令第 22 号) 第 37 条で定める車両 (蒸気機関車を除く。) の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室。 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号) 第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類 (火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。) を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。) (2) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる数量以上の

第2 令別表第1の取扱い

項	用 途	考え方	具体的な施設例	備 考
				危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高压ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高压ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 (6) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

第3 令第8条等に規定する区画の取扱い

1 令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

(1) 構造等

令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造とすること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

（注）堅牢かつ容易に変更できない耐火構造とは、ブロック、ALC等をいう。ただし、木造建築物については、火災による倒壊及び延焼等を考慮し、当該部分が自立できる構造とする。

イ 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床若しくは壁の両端又は上端は、次のいずれかによること。

（ア）外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。（図3-1参照）

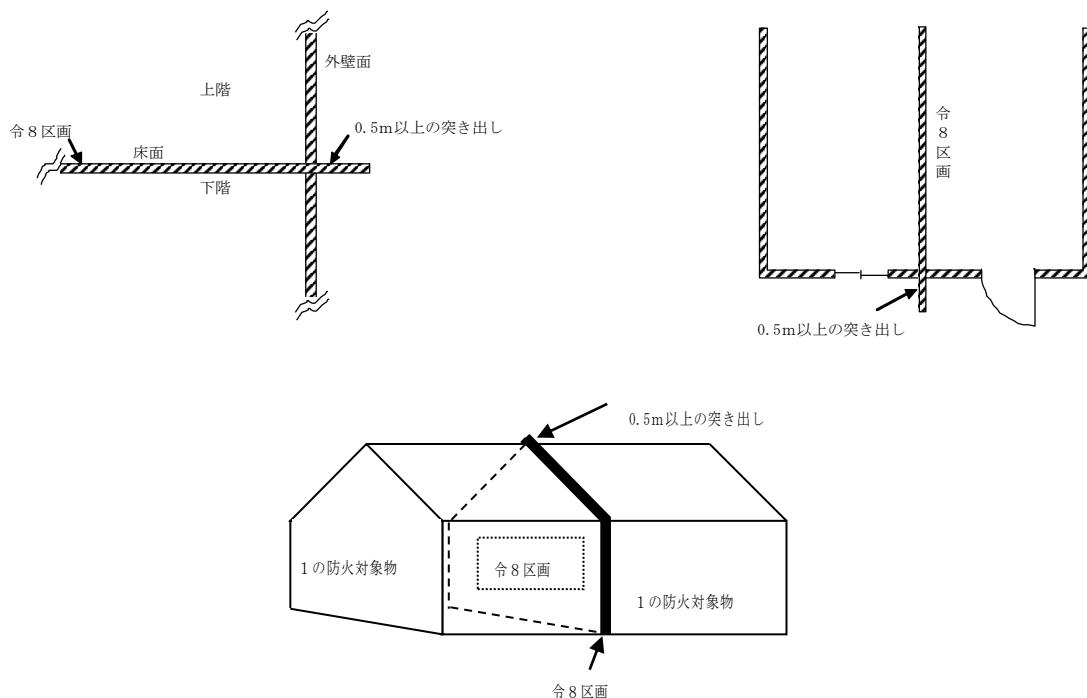
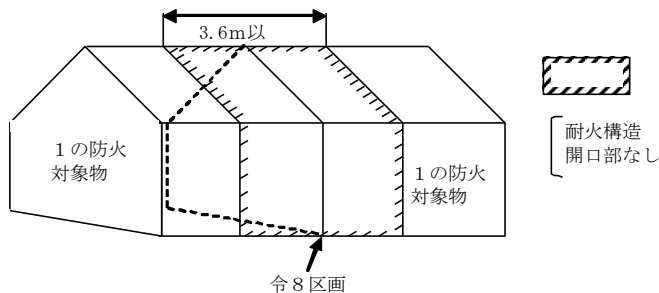


図3-1

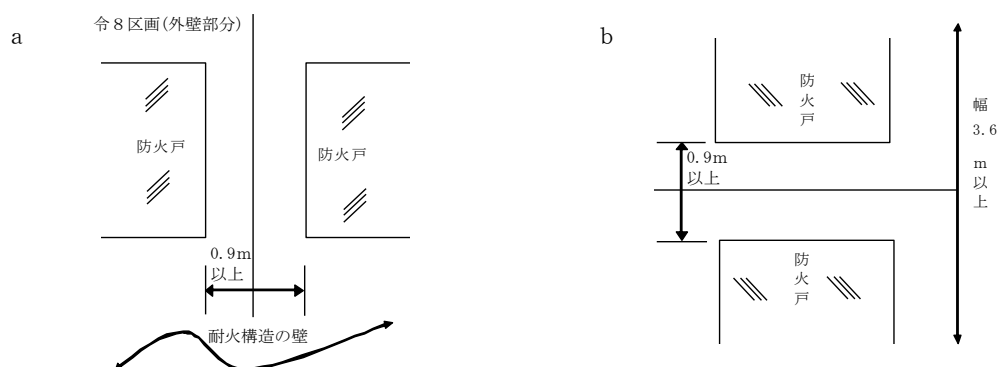
（イ）外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がないこと。（図3-2参照）



※令8区画を含む幅3.6m以上の耐火構造とした壁は、いずれの部分に位置してもよいものとする。

図3-2

- (ウ) 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造である部分に開口部がある場合は、令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保され、かつ、開口部に防火戸が設けられていること。
(図3-3参照)



※令8区画を含む幅3.6m以上の耐火構造とした壁は、いずれの部分に位置してもよいものとする。

図3-3

(2) 取扱い等

令第8条の規定については、次によるものとする。

- ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 <全体としては(16)項イ4,000㎡>

〔例〕 <全体としては(16)項イ4,000㎡>

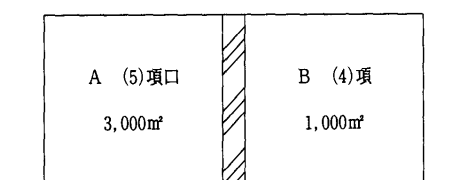


図3-4

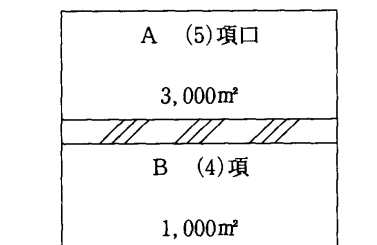


図3-5

(注) 開口部のない耐火構造の壁(以下同じ。)

A→延べ面積3,000㎡の(5) 項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000㎡の(4) 項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

- イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

〔例〕

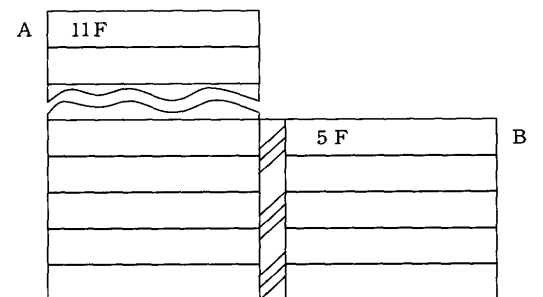


図3-6

A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例〕

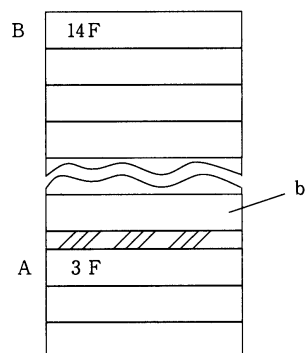


図3-7

A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

2 令第8区画を貫通する配管等について

令第8区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令第8区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおり。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。
- (2) 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴の直径が300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

（図3-8参照）

- (4) 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大きな方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。（図3-9、図3-10及び図3-11参照）

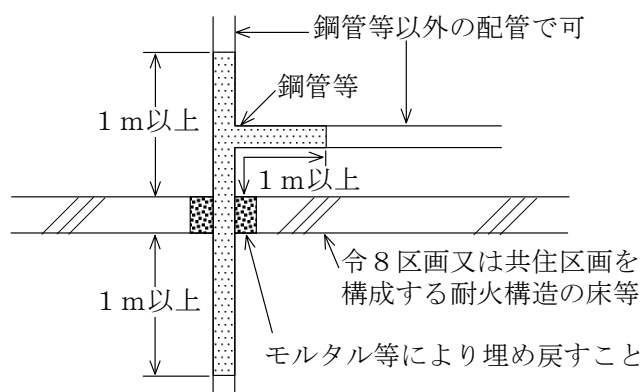
- (5) 配管及び貫通部は、建基令第107条第1号の規定に基づく通常の火災時の加熱に耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

(8) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1 m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定めるア及びイに適合する場合は、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。



(9) 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- ア J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- イ J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- ウ J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- エ J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- オ J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- カ J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- キ 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ク J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ケ J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- コ 日本水道鋼管協会規格 (以下「W S P」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- サ W S P 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- シ W S P 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ス W S P 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- セ W S P 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(10) 貫通部の処理

ア セメントモルタルによる方法

(ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。

(イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填する。

(ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

イ ロックウールによる方法

(ア) JIS A 9504（人造鉱物繊維保存材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（密度150kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウール又は湿式吹き掛けロックウールで隙間を充填する。

(イ) ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

(11) 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置

(ア) に掲げる被服材を（イ）に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(イ) 被覆方法

a 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

b 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

イ 給排水管の着火防止措置

次の（ア）又は（イ）に該当すること。

(ア) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(イ) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管から熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

(12) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次のア又はイによること。

ア 保温材として(11)ア（ア）に掲げる材用を用いること。

イ 給排水管については、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、(10)及び(11)の

規定について、特に留意すること。

(13) 配管等の接続

鋼管等を(8)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 鋼管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(ア) メカニカル接続

- ① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込む。
- ② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入する。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえる。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させる。

(イ) 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布する。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込む。
ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布する。
- ④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布する。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込む。

(ウ) 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込む。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込む。

(エ) ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切る。
- ② 接合剤をネジ部に塗布する。
- ③ 継手を挿入管にねじ込む。

(オ) フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。
- ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認する。
- ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付ける。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施行方法により必要とされる目地工法を行うこと。

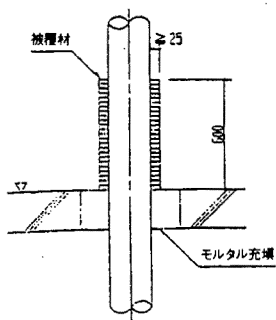
(14) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

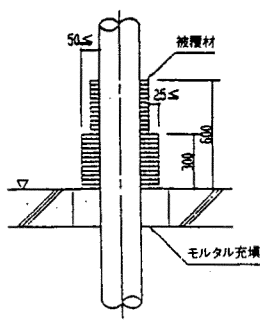
(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに物がある場合）

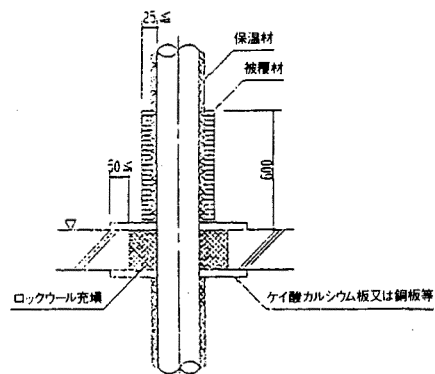
配管径 $\leq 100\phi$



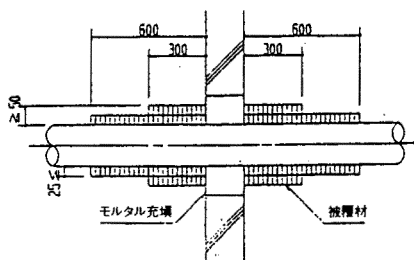
$100\phi < \text{配管径} \leq 200\phi$



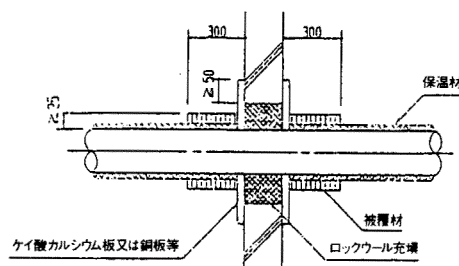
配管径 $\leq 100\phi$



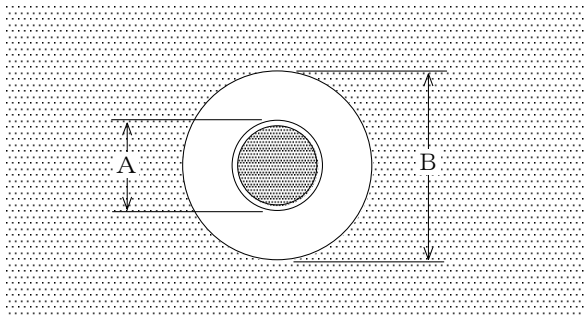
$100\phi < \text{配管径} \leq 200\phi$



配管径 $\leq 100\phi$



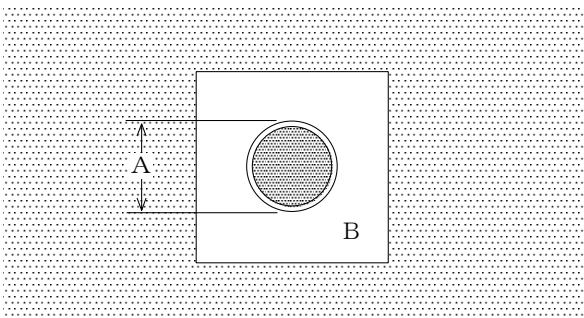
(円形)



A：配管の呼び径は200mm以下

B：穴の直径は300mm以下

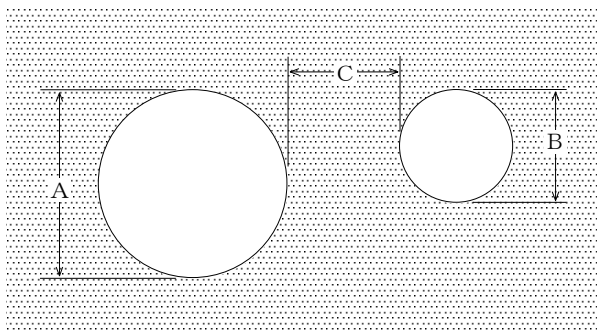
(矩形)



A：配管の呼び径は200mm以下

B：穴の面積が概ね700cm²に相当する面積以下（直径300mmの円に相当する面積以下）

図3-8

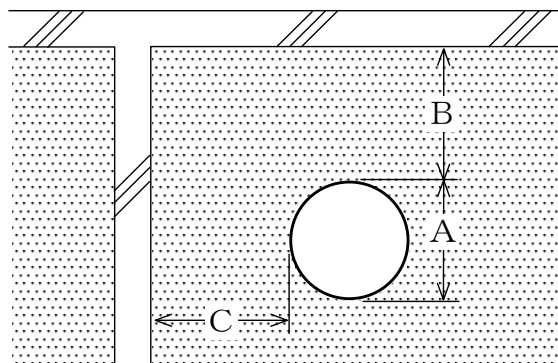


A：穴の直径mm（300mm以下）

B：穴の直径mm（300mm以下）

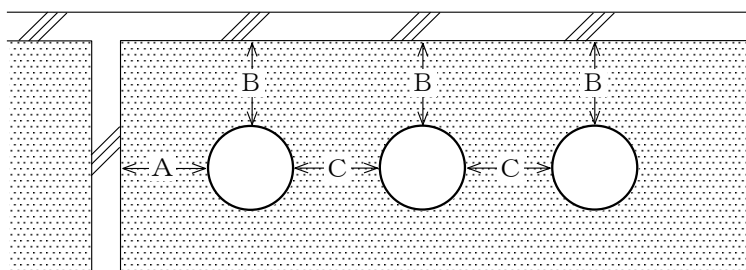
C：穴相互の離隔距離（A又はBの直径の大なる方の値以上とするが、200mm以下の場合は200mm以上とする。）

図3-9



※ B及びCはA（Aが200mm以下の場合は200mm）の穴の直径以上とする。ただし、配管の貫通部をモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻すことができ、かつ、配管の貫通部周囲の壁及び床等の強度が低下しない場合のB及びCはこの限りでない。

図3-10



- 1 配管の呼び径は200mm以下
- 2 A、B、Cは穴の最大直径以上（穴の直径が200mm以下の場合は200mm）

図3-11

- 3 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること。(図3-12、13、14参照)

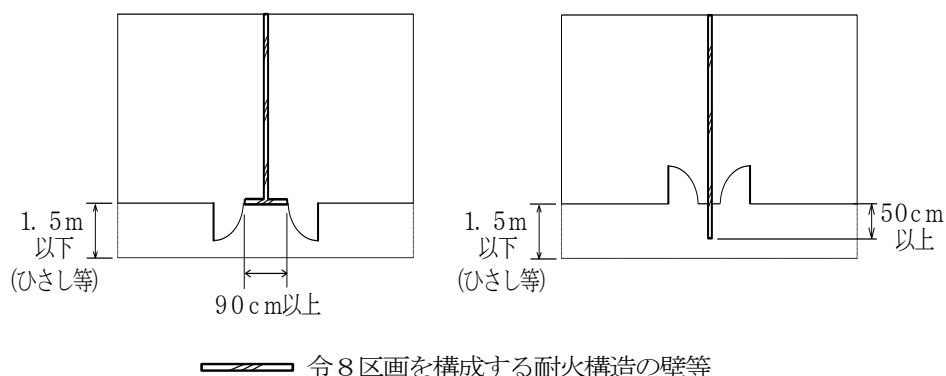
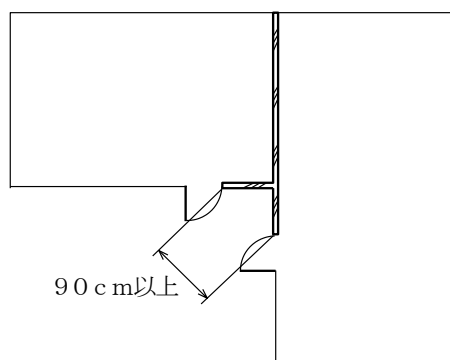


図3-12



※ 原則として開口部が相対する場合は認められない。

ただし、周囲の状況等から判断して延焼の恐れが極めて少なく、避難上安全であると認められた場合はこの限りでない。

図3-13

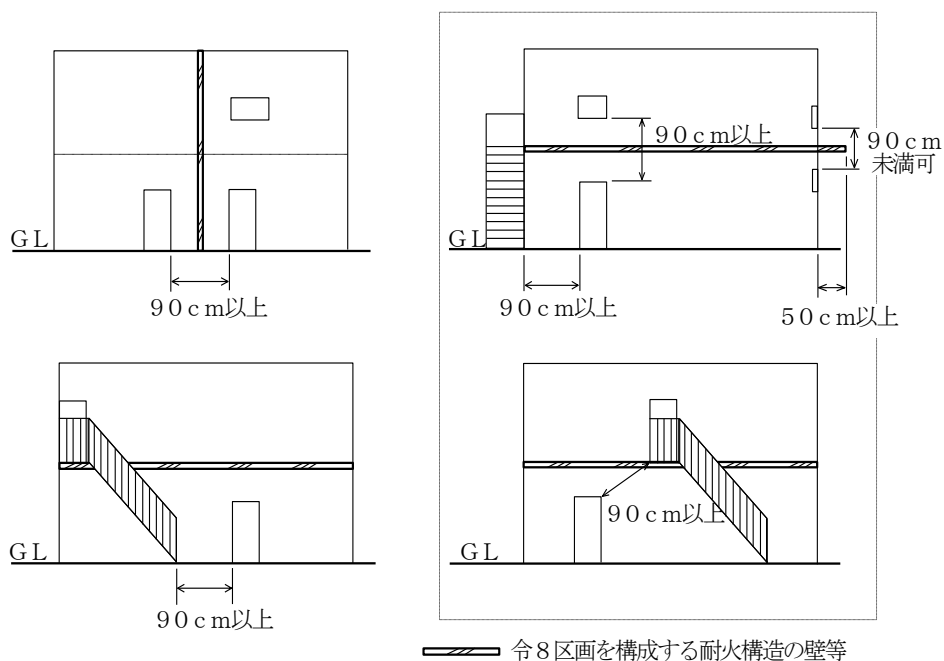


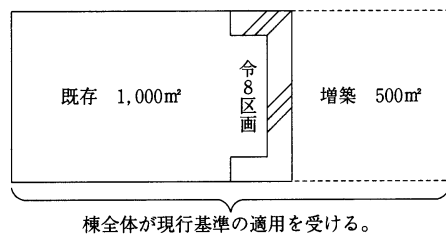
図3-14

4 留意事項

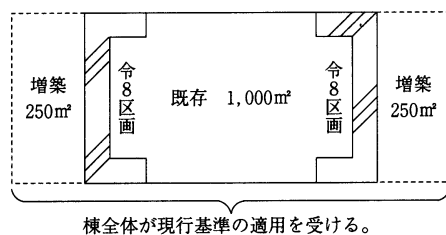
本条の規定は、施行令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。

(1) 令第8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2第2項第2号の関係

〔例1〕

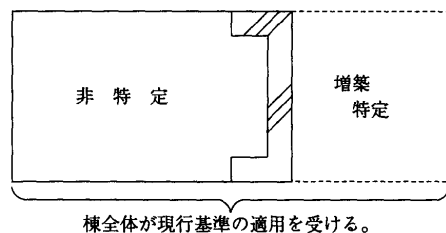


〔例2〕



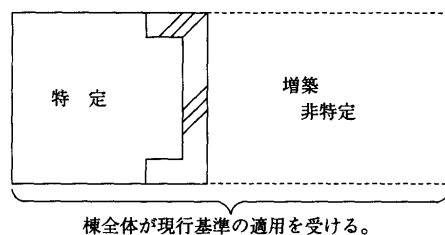
(2) 令第8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2第2項第4号の関係

〔例1〕



※ 消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令第8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

〔例2〕



※ 消防用設備等の設置については、特定部分と非特定部分が、令第8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

第 4 令第 9 条の考え方

消防用設備等の設置については、一般的には棟単位であるが、その例外規定がこの令第 9 条である。

防火対象物の用途が令別表第 1 (16) 項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、政令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。

1 令第 9 条の適用例

例 1 屋内消火栓設備

(4) 項	400㎡	}	(4) 項	800㎡	→	令第 11 条の設置義務なし。
(4) 項	400㎡					
(2) 項イ	400㎡		(2) 項イ	400㎡	→	令第 11 条の設置義務なし。
(3) 項ロ	400㎡	}	(3) 項ロ	800㎡	→	令第 11 条の設置義務なし。
(3) 項ロ	400㎡					

(16) 項イ 耐火構造 5 階建 延べ面積 2,000㎡
(各階無窓階非該当 内装制限なし)

例 2 自動火災報知設備

(1)

(15) 項	90㎡	(15) 項	90㎡	→	令第 21 条第 1 項第 6 号の設置義務なし。
(3) 項ロ	90㎡	(3) 項ロ	90㎡	→	令第 21 条第 1 項第 3 号の設置義務なし。
(3) 項イ	90㎡	(3) 項イ	90㎡	→	令第 21 条第 1 項第 3 号の設置義務なし。

(16) 項イ 耐火構造 3 階建 延べ面積 270㎡ → 令第 21 条第 1 項第 3 号の設置義務なし。
(各階無窓階非該当)

(2)

(3) 項ロ	90㎡	(3) 項ロ	90㎡	→	令第 21 条第 1 項第 3 号の設置義務なし。
(9) 項イ	100㎡	}	(9) 項イ 200㎡	→	令第 21 条第 1 号第 2 号の規定により、 この用途部分のみ設置義務が生ずる。
(9) 項イ	100㎡				

(16) 項イ 耐火構造 3 階建 延べ面積 290㎡ → 令第 21 条第 1 項第 3 号の設置義務なし。
(各階無窓階非該当、特定 1 階段防火対象物非該当)

しかしながら、全ての消防用設備等の設置について、前記の考えが適用されるものではなく、令第 9 条のかっこ書の設備については、棟単位の原則が適用されるので (16) 項の防火対象物であっても、全ての用途の面積の合計で設置の基準が適用される。

2 令第9条の規定が適用されない場合（令第9条かつこ書）

(1) スプリンクラー設備

令第12条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
令第12条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000㎡以上のもののうち、当該特定用途の存する階
令第12条第1項第11号	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で当該部分の床面積が地階又は無窓階にあっては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあっては1,500㎡（(2)項又は(4)項にあっては1,000㎡）以上のもの
令第12条第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階

(2) 自動火災報知設備

令第21条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300㎡以上のもの
令第21条第1項第7号	上記以外の(16)項イの防火対象物で、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途に供される部分が避難階以外の階に存するもので、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2（屋外階段、避難階段（平成14年告示第7号に定める部分を有するものに限る。）、又は特別避難階段である場合は1）以上設けられていないもの。
令第21条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、(2)項又は(3)項の用途に供される部分が存するもので、(2)項又は(3)項の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上の階
令第21条第1項第14号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

(3) ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
---------------	--

(4) 漏電火災警報器

令第22条第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500㎡以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300㎡以上のもの
令第22条第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50アンペアを超えるもの

(5) 非常警報設備

令第24条第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
令第24条第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
令第24条第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの

(6) 避難器具

令第25条第1項第5号	(16)項イの防火対象物で2階以上の階（2階にあっては(2)項又は(3)項の用途に供される部分に限る。）で避難階又は地上に直通する階段が1か所で収容人員が10人以上のもの
-------------	---

(7) 誘導灯

令第26条第1項	(16)項イの防火対象物全部
----------	----------------

第5 既存防火対象物に対する消防用設備等のそ及適用

1 基準法令の施行又は適用について

消防用設備等は、政令又は条例（以下この1において「基準法令」という。）で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持されなければならないが、この基準法令は、社会事情の変転、科学技術の進歩等によって、変更がなされるのはある程度避け難い。一方、消防用設備等の多くは防火対象物の主要構造部分と密接な関連を有しているので、基準法令の変更に伴って消防用設備等を当該変更後の基準法令で定める技術上の基準に常に適合させなければならないとすれば、そのため防火対象物の構造に変更を加える必要が生じ、関係者に大きな経済的負担を強いることになることから、既存防火対象物については、原則として従前の規定が適用されるものである。しかしながら、新規に消防用設備等の設置又は変更を要求してしかるべき事情が関係者の側にある場合及び火災発生の際、人命等の危険性が特に高い防火対象物の消防用設備等に係る場合には、新たな規定を適用することとして、消防用設備等の設置義務と関係者の経済的負担との調整が図られているものである。

(1) 現に存し又は新築、増築、改築、移転、修繕、模様替の工事中である防火対象物の消防用設備等のうち、(2)に掲げる消防用設備以外のものは現行基準法令は適用されず、従前の規定が適用される。

ただし、(3) 又は (4) に該当する場合を除く。

(2) 既存そ及適用を受ける消防用設備等

ア 消火器

イ 避難器具

ウ 簡易消火用具

エ 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので全域二酸化炭素を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって則第33条の2第2項で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

オ 自動火災報知設備（令別表第1の(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項から(17)項までに掲げる防火対象物に限る。）

カ ガス漏れ火災警報設備（令別表第1の(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で令第21条の2第1項第3号に掲げるものに設けるものに限る。）

キ 漏電火災警報器

ク 非常警報器具及び非常警報設備

ケ 誘導灯及び誘導標識

コ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

(3) 特定防火対象物については、前（1）にかかわらず、全面的に現行基準法令が適用される。

(4) 次に該当する防火対象物については、前（1）にかかわらず、全面的に現行基準法令が適用される。

ア 改正後の基準法令に適合しておらず、かつ、従前の規定にも違反しているもの。

イ 基準法令の規定の施行又は適用の後に次に該当するもの

（ア）増築又は改築に係る部分の床面積の合計が1,000㎡以上となるもの

（イ）基準法令の規定の施行又は適用時の延面積の2分の1以上に及ぶ増築、改築、大規模の修繕、模様替えの工事が着手されているもの

ウ 基準法令の規定の施行又は適用前に自主設置していたもので、基準法令の規定に適合するに至ったもの

2 用途変更の場合

防火対象物における火災危険の度合いは、防火対象物の用途によって著しい差があるので、これに応じて必要となる消防用設備等も当然異なることとなるし、現に施行令において、防火対象物の用途ごとに、設置すべき消防設備等の種類、設置方法等の技術上の基準には差異が設けられている。

防火対象物の関係者が当該防火対象物の用途を変更する場合は、技術上の基準が変わる場合と同様の結果を生ずることになるが、その際、消防用設備等について、その変更後の用途に応じた技術上の基準に適合させなければならないとすれば、関係者にとっては、少なからぬ経済的負担を伴うことになることから、防火対象物の用途変更があった場合は、消防用設備等の設置及び維持については、原則として変更前の用途に応じた技術上の基準に適合すれば足りるものである。ただし、前1と同様に、関係者の側に変更後の用途に応じた技術上の基準に適合させることを義務付けてしかるべき事由がある場合には、現行の規定が適用されるものである。

防火対象物の用途変更があった場合は、消防用設備等の設置及び維持については、原則として変更前の用途に応じた技術上の基準に適合すれば足りる。ただし、変更後の用途が特定用途である場合には、用途変更と同時に現行法令が適用される。また、用途変更の際、前1(4)アに該当するもの、用途変更後に(4)イ、ウに該当する場合も現行法令が適用される。

第6 床面積・階の取扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次の1及び2によること。ただし、ラック式倉庫、機械式駐車場等の床面積及び階の取扱いは、3及び4によるものとする。

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

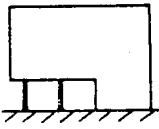
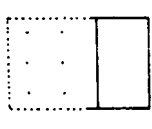
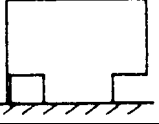
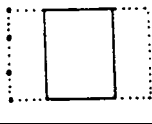
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

図6-1

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

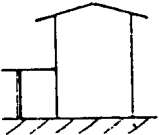
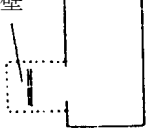
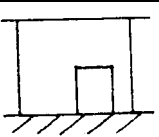
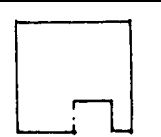
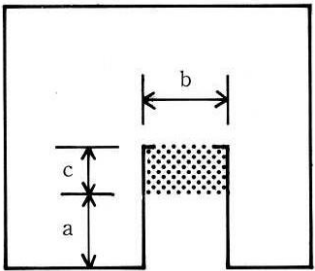
	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り付き型				

図6-2

なお、寄り付き型の場合、図6-3のとおりおおむね $a : b = 1 : 1$ を超える部分を通常出入りに必要な大きさをを超える部分として床面積に算入する。



$c \times b$ の部分を床面積に算入する。
($a : b = 1 : 1$ を超える部分)

図6-3

(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、(1)のピロティに準じること。

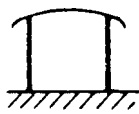
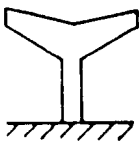
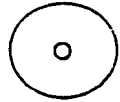
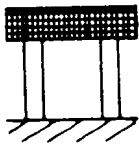
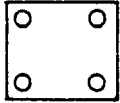
	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

図6-4

(3) 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

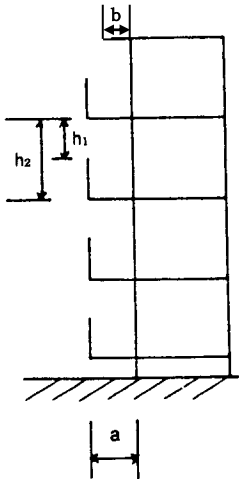
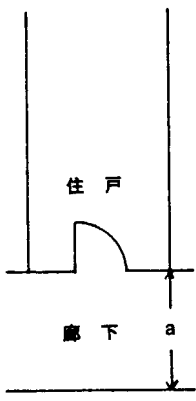
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該廊下の天井の高さ a : 当該廊下の幅 b : ひさしの出幅 ① $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2h_2$ で、 a のうち2mまでの部分 ② $b \leq 50\text{cm}$ かつ $b \leq 1/2a$ の直下の床の部分	左記以外の部分

図6-5

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しない。ただし、幅2m(芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

(5) バルコニー・ベランダ

(4)の開放廊下に準じること。

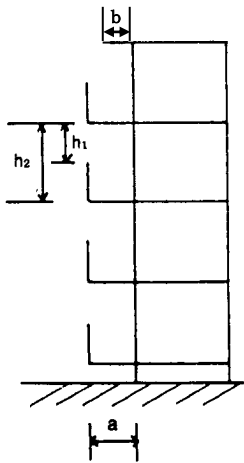
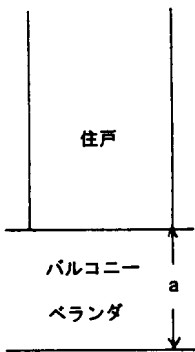
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a : 当該バルコニー・ベランダの幅 b : ひさしの出幅 ① $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2h_2$ で、 a のうち 2mまでの部分 ② $b \leq 50\text{cm}$ かつ $b \leq 1/2a$ の 直下の床の部分	左記以外の部分

図6-6

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

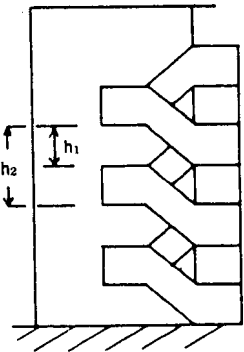
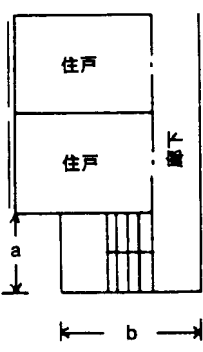
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \{ 2(a+b) \}$ で、 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h_1 \geq 1/2h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	左記以外の部分

図6-7

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

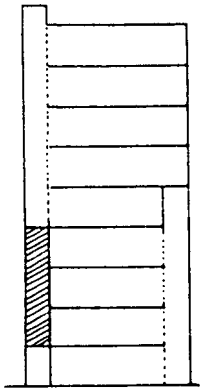
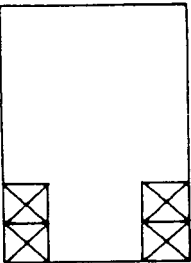
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 EVシャフト	乗降口がない階の部分 高層階専用エレベータ で、乗降口のない低層 階部分の場合など	左記以外の部分

図6-8

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

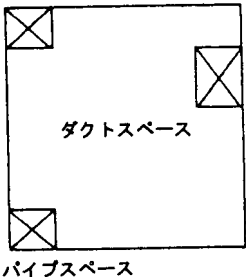
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 煙突 ダクトスペース パイプスペース	煙 突	ダクトスペース パイプスペース

図6-9

(9) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

- ア 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- イ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出ていること。
- ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

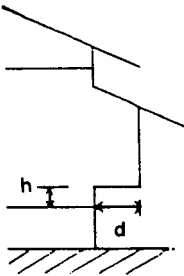
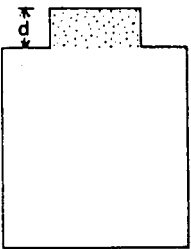
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ かつ 見付け面積の1/2以上 が窓であるもの h : 下端の床面からの 高さ d : 周囲の外壁面から の水平距離	左記以外の場合

図6-10

(10) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

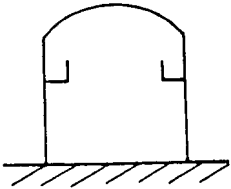
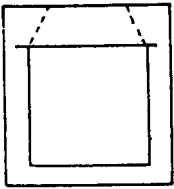
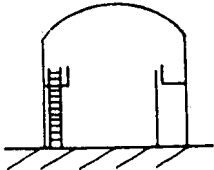
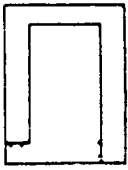
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の場合
			

図6-11

(11) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専門の空調のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

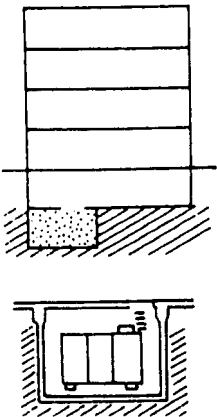
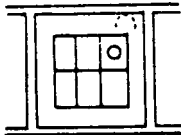
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専門の空調のみを有するもの	左記以外の場合

図6-12

(12) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

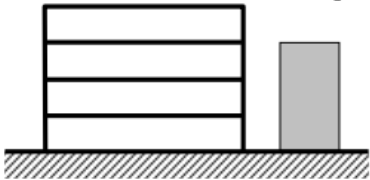
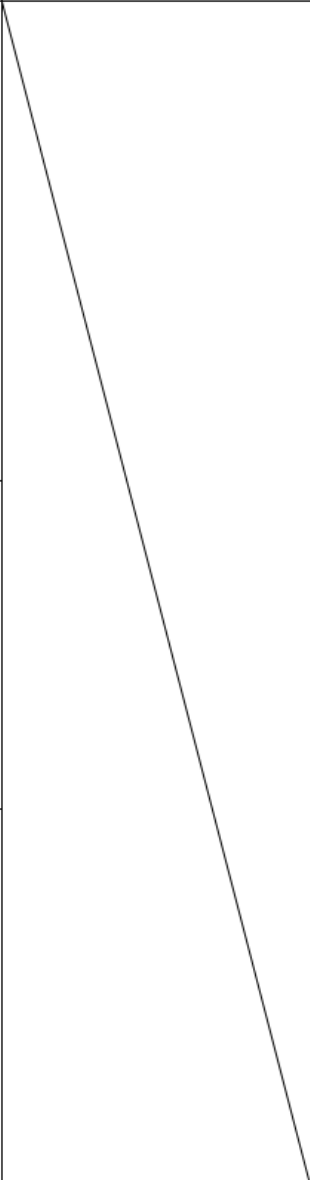
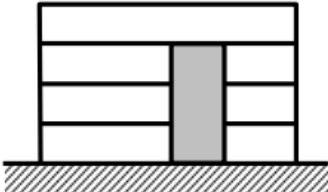
断 面	床面積に算入しない	床 面 積 に 算 入 す る
独立の立体自動車車庫 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式 		床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき15㎡として床面積を算定する。
 立体自動車車庫（同上方式）		床として認識することが困難なものは、設置階の壁その他の区画の中心線で囲まれる部分の水平投影面積に駐車装置の2段目以上の駐車台数に15㎡を乗じて算定した数値を加えた数値とする。
 水平循環方式 多層循環方式 多段方式		

図6-13

(13) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき 1.2m^2 を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

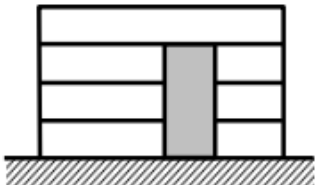
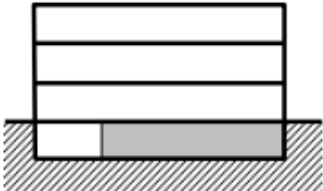
立 面	床面積に算入しない	床 面 積 に 算 入 す る
独立の立体自転車車庫 [垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式] 	/	床として認識することが困難なものは、駐輪台数1台につき 1.2m^2 として床面積を算定する。
 自転車車庫（同上方式）		床として認識することが困難なものは、設置階の壁その他の区画の中心線で囲まれる部分の水平投影面積に駐輪設置装置の2段目以上の駐輪台数に 1.2m^2 を乗じて算定した数値を加えた数値とする。
 [水平循環方式 多層循環方式 多段方式]		

図6-14

2 区画の中心線の設定方法

次に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

- ア 軸組工法の場合
 - 柱の中心線
- イ 桝組壁工法の場合
 - 壁を構成する桝組材の中心線
- ウ 丸太組工法の場合
 - 丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、P C板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

ア 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線

イ ア以外の場合

P C板、A L C板（高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、レンガ等の主要な構造部材の中心線

3 倉庫・駐車場等の床面積の算定

前1の床面積の算定によるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

(2) ラック式倉庫の延べ床面積の算定については、次によること。

ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(2)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

(a) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

(b) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものの。）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

(3) 駐車の用に供する部分の床面積は、次によること。

ア 車路、ターンテーブル及びリフトは床面積に算入すること。ただし、上部が開放された部分は、算入しない。

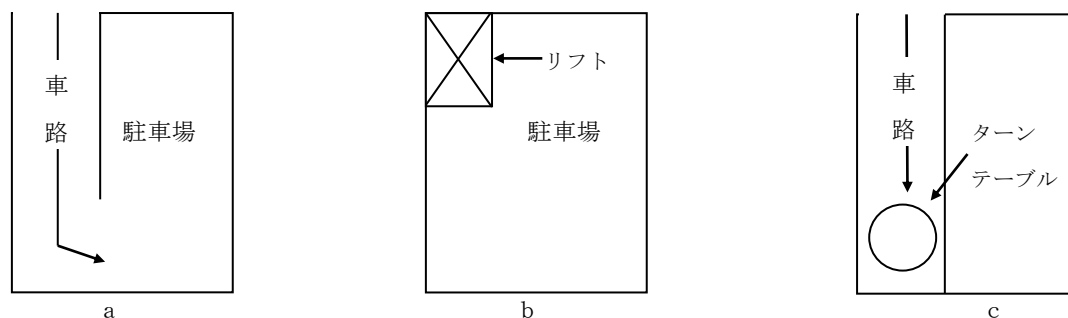


図6-15

イ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場、さく、へい等で囲まれた部分は当該工作物の水平投影面積に算入するものであること。

ウ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、次によること。

（ア）屋外において機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が6 m未満となるものにあつては、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

（イ）屋内において機械式駐車装置を複数設置した場合、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

（4）令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ア 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合ははり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積

なお、この場合の防火戸は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものであること。

イ 電気設備又は鍛造場等の水平投影面積の周囲に水平距離5 m（周囲に耐火構造の壁（前アに定める防火戸を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること。

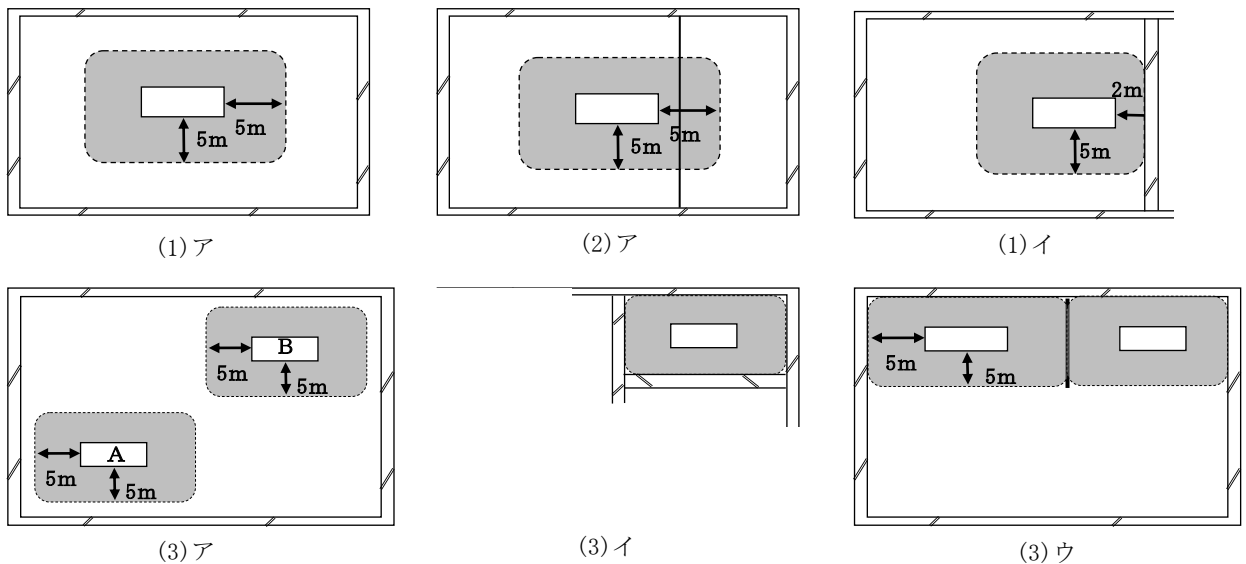


図6-16

（凡例）

□ 電気設備等 ■ 床面積算定部分

—— 壁、床、天井（屋根裏）は下地を含め不燃材料又は耐火構造で、出入口は防火戸（自閉式又は自火報又は煙感連動）

—— 上記以外の区画

- (5) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。
- (6) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。
- ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットフォーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- （ア）上屋の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続し続けるもの。
- （イ）プラットフォームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの。
- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース。
- (7) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等において、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分の部分を算入すること。
- ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は当該防火戸の部分までとする。
- (8) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものである。
- (9) 地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあっては20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。

4 階の取扱い

消防用設備等の設置にあたっての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。
- （注）床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。
- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下、「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこととする。なお、建築用途については、特定しない。
- ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。
- イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。

ウ 小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、特定しない。

エ 一の小屋裏物置等に換気等の目的で開口部を設ける場合は、当該部分の床面積の20分の1を限度とすること。

オ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

※ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、次の条件も満たすこと。

- ・当該部分は居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

※ 小屋裏物置等は、小屋裏、天井裏等の建築物の余剰空間を利用するものであり、用途については収納に限定される。

(3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(4) 建基令第1条第2号中の用語については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 「床が地盤面下にある階」とは、周囲の地面に高低差がある階については、当該階の外周の過半が床より高い位置に地面がある階とする。

イ 「床面から地盤面」とは、判定する階の階高及び当該階が周囲の地面と接する位置（接する位置の高低差が3mを超えても一の地盤面）の平均の高さにおける水平面とする。

ウ 「その階の天井の高さの3分の1以上」とは、その階の最も高い位置の床及び天井の3分の1以上とする。

なお、階段室、昇降路、ダクトスペース、又は吹き抜け部分は、周囲の廊下又は室の天井の高さを当該部分の天井高さとみなす。

〈階の外周の過半が床より高い位置に地面がある階の例〉

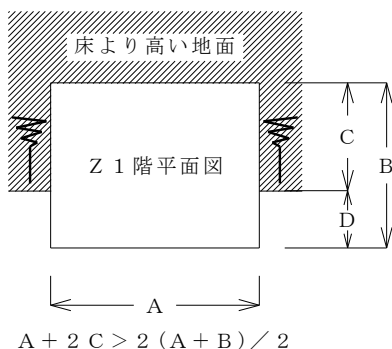


図6-17

〈判定する階の階高及び当該階が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面の例〉

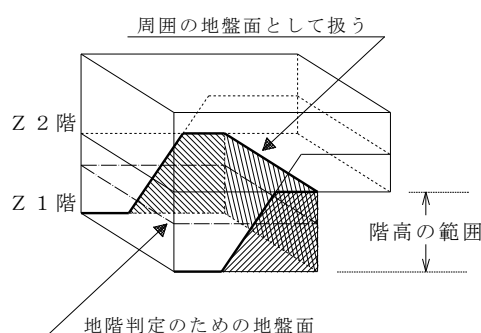
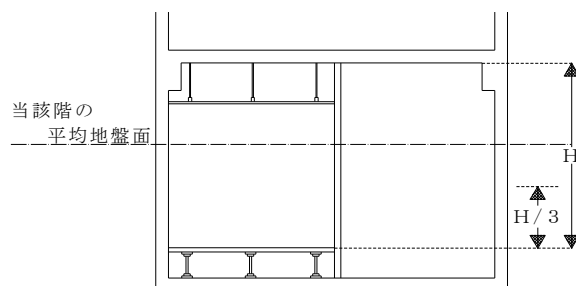


図6-18

〈地階に該当する階の例〉



H: 当該階の最も高い位置の床面から
当該階の最も高い天井までの高さ

図6-19

(5) 地階の算定については以下のように取扱う

ア 階が地階か否か判定するため、同一階で判定するものとし、部分的な判定は行わない。(算定する階ごとに平均地盤を算定する。)

イ 判定の結果、地上階の上に、床が地盤面下にある階で床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上の階があったとしても、その階は地階とはみなさない。

(5) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。

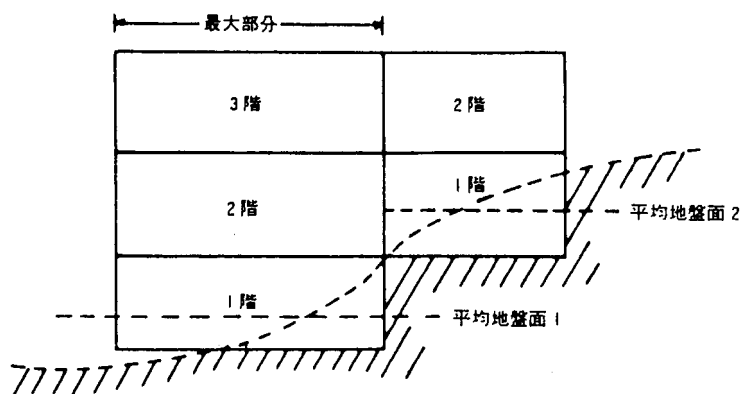


図6-20

第7 無窓階

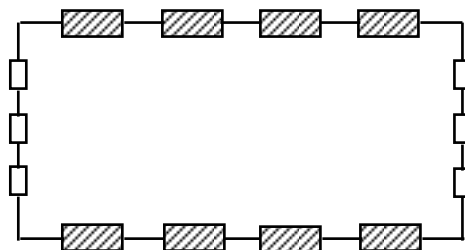
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の5によるほか、細部について次により取り扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。



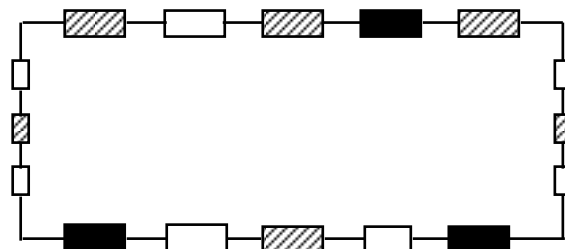
 直径50センチメートル以上の円が内接する開口部

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

図7-1

(2) 10階以下の階

前(1)の場合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。



 直径50cm以上の円が内接する開口部

 大型開口部（開口部は、各々できる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

図7-2

-
- Figure 1 illustrates two examples of effective openings in floor slabs. Example (a) shows a 3x3 grid of square openings, with the bottom row shaded with diagonal lines. Example (b) shows a square opening filled with diagonal lines. Both are shown above a cross-section of a floor slab with a height of 1.2m or less. The text below indicates that the hatched areas are treated as effective openings.

图 7-3

- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。

ウ 高さは0.3m以下、奥行は0.3m以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障がないこと。

- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道または道に通じる幅員1 m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの

ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの

エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの

- (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。

- (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

(ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見透しができるものであること。

- (エ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。

(オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の 2 分の 1 以上を確保できること。

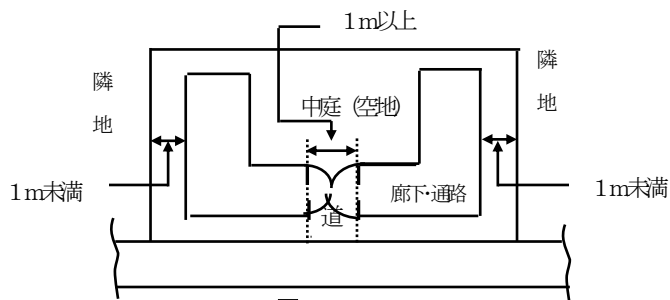


图 7-4

3 開口部の構造等

- (1) 規則第5条の5第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」について次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

ア ガラス窓

表7-1に掲げるもの。

表7-1

ガラス開口部の種類			開口部の条件		判 定	
					足場有り	足場無し
普通ガラス	厚さ6.0mm 以下	引き違い戸			○	○
		F I X			○	○
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm	引き違い戸			△	△
		F I X			×	×
網入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸			△	△
		F I X			×	×
強化ガラス	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸			○	○
		F I X			○	○
耐熱性ガラス	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸			○	○
		F I X			○	○
合わせガラス	※1	引き違い戸			△	△
		F I X			×	×
	※2	引き違い戸			△	×
		F I X			×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び鉄線入りガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

※1

- (1) フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス
- (2) 網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス

※2

- (1) フロート板ガラス（J I S R 3 2 0 2 厚さ3.0mm）2枚とポリビニルブチラール膜（膜厚0.76mm）を中間膜とした合わせガラス（J I S R 3 2 0 5 板厚6.8mm）
- (2) フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス
- (3) 網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス
- (4) フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス

[凡例]

○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの（表 7－2 の例によること。）

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分を有効開口部として算定に加えることのできるもの
（表 7－3 の例によること。）

×…有効開口部として扱えないもの

（注）①「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。

②「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

表7-2

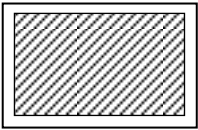
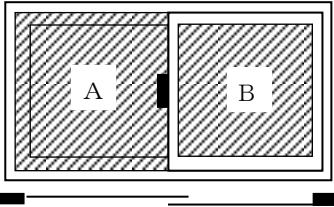
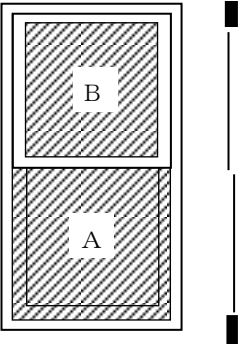
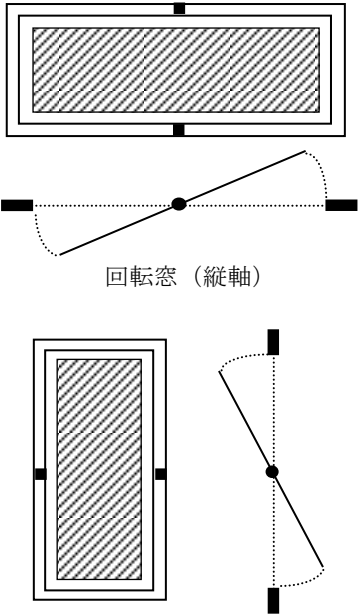
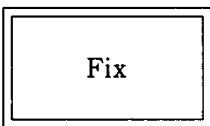
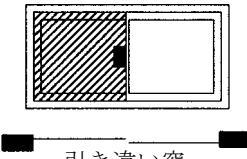
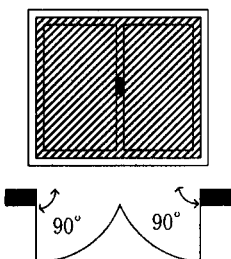
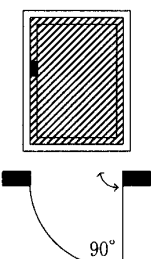
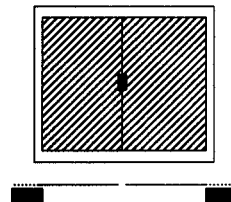
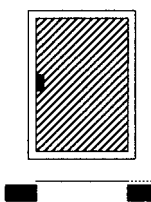
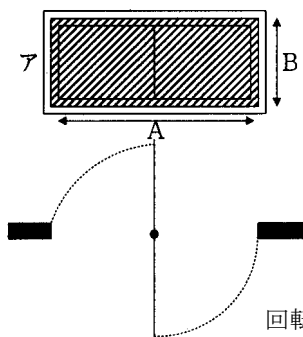
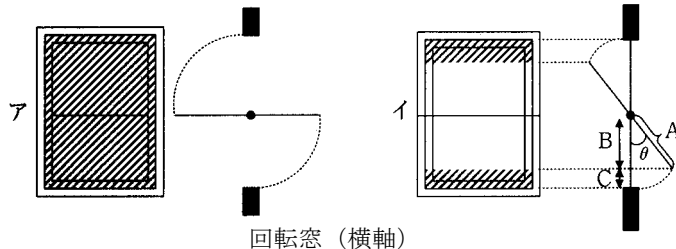
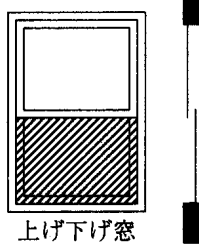
開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
ア  はめ殺し窓	窓枠（白抜きの部分とする。以下同じ。）を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。
イ  引き違い窓	開放することができる部分については、窓枠を含めた斜線部分Aとし、もう一方については窓枠が残るため、窓枠を除く斜線部分Bを有効開口部算定可とする。
ウ  上げ下げ窓	②引き違い窓の例によること。 ただし、上部の開口部は、開口部の下端が床面から1.2mを超える場合は、有効開口部算定不可となる。
エ  回転窓（縦軸） 回転窓（横軸）	開放角度に関わらず、窓枠を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。

表7-3

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
ア  はめごろし窓 イ  引き違い窓 ウ  両開き窓 エ  片開き窓 オ  両引き窓 カ  片引き窓 キ  回転窓 (縦軸) ク  回転窓 (横軸) ケ  上げ下げ窓	各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。以下、各々留意点を示す。 ア 開閉不可の開口部（はめごろし窓等）は、原則として、有効開口部算定不可とする。 イ 引き違い窓（戸）の開放部分は、厳密に測定すると当該開口部の2分の1にはならない（窓と窓の枠に重なりがあるため）が、計算上は単純に2分の1で計算して差し支えない。 キ 開放角度が90度の場合（図キーア参照）は、全開口部が有効面積とされるが横幅の中心で区切られるため、$1/2 A \times B$の開口部が2つあることになる。 開放角度がθ度の場合（図キーイ参照）は、Cの部分が有効寸法となる。 Cは、$A \times (1 - \cos \theta)$となる。 ク キの例によること。

イ シャッター付開口部

(ア) 軽量シャッター（JIS A4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。）※の開口部

- a 避難階及びこれに準ずる階に設けられたもので、消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

この場合、「消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの」とは、外部からバール等でこねあげる方法、車両に積載されているエンジンカッター等により局部破壊（施錠部分付近の破壊等）した後、手動開放する方法等が想定されるものであること。

なお、「避難階に準ずる階」とは、屋外階段、人工地盤等を利用して当該階に容易に到達することができ、かつ、当該開口部前面にバルコニー等強固な足場を有する階をいう。

- b 煙感知器との連動により解錠した後、屋内外から手動により開放できるもので、非常電源が附置されているもの。

※（ア）の基準を適用する場合は、仕様書等により軽量シャッターであることを確認すること。

なお、仕様書等による確認ができず、次の(1)～(3)に掲げる条件に適合するものに限り、軽量シャッターとして認めて差し支えない。

(1) 一のシャッターの幅が3.5m以内であるもの。

(2) 当該シャッターに、電動開閉装置が設置されていないもの。仮に設置されている場合は当該開閉装置の電源回路は単相100Vを使用しているもの。（軽量シャッター以外のシャッターに設置する電動開閉装置の電源回路は三相200V以上となる。）

(3) 当該シャッターのスラット中心部付近に施錠機能を有するもの。（一般的に、軽量シャッターは手動での開閉を想定しているため、スラット面に管理用の施錠機能を有する。）

(イ) 重量シャッターの開口部

- a 屋内外から手動により容易に開放できるシャッター

この場合、当該シャッターには施錠機能がない等、開放時に工具等を一切用いることなく開放できること。

- b 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の放水口が1階にあるもの（「消火設備等認定委員会」で認定し、総務省消防庁から通知がなされたものに限る。）

- c 屋内外から電動により容易に開放できるシャッターで、当該電動開閉装置に非常電源が附置されているもの。

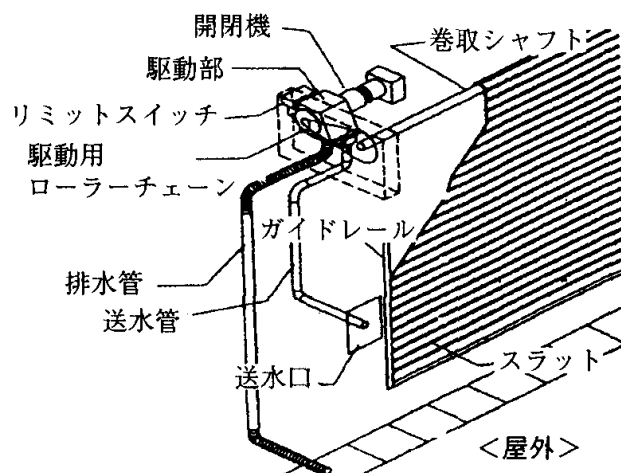
なお、屋外側の電動開閉装置の収納箱等に施錠機能が場合において、当該収納箱等が前（ア）aに掲げる「消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの」と同等である構造の場合に限り認めて差し支えないこと。

- d 煙感知器の作動と連動して開放する電動シャッターで、当該電動開閉装置に非常電源が附置されているもの。

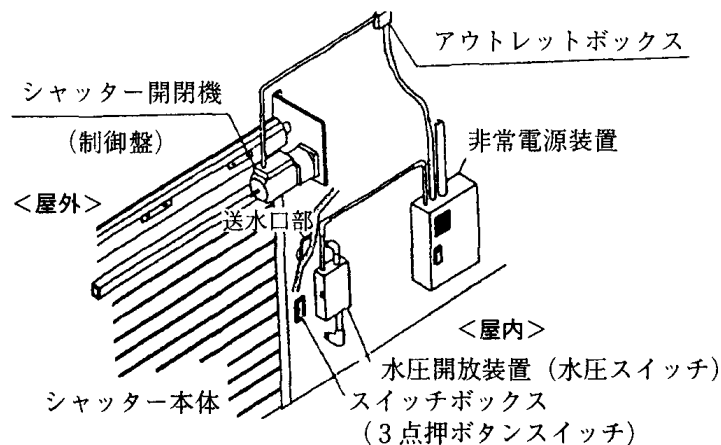
- e 防災センター、警備員室又は中央監視室等常時人がいる場所から、遠隔操作等により開放できるシャッターで、非常電源が附置されているもの。

別図

【送水圧により、直接巻き上げる方式】



【送水圧により、水圧スイッチを作動させ巻き上げる方式】



ウ ドア

(ア) 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの

ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

(イ) 電動式ドアで、次の a 又は b のいずれかに該当するもの

a 普通ガラスで板厚 6 mm 以下のもの

b 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの

エ 二重窓

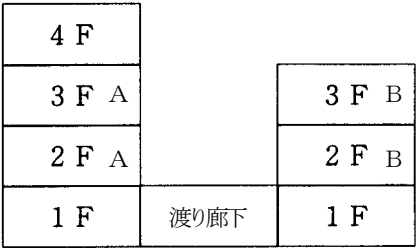
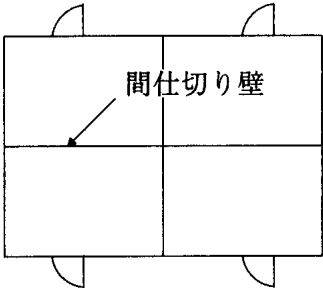
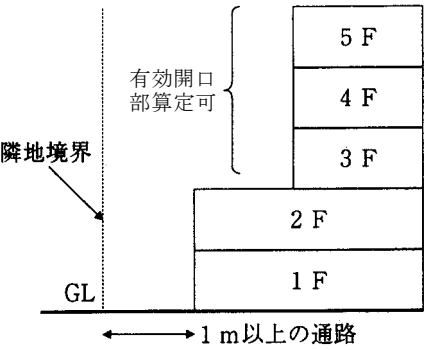
アからウまでの開口部が組み合わされたもの（有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行う。）

ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(2) 建築物

建築物の形態等による有効開口部の算定は表 7-4 によること。

表7-4

建築物の形態等	判断基準等
ア 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合	・ 立面図  (ア) 渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で有効開口部算定を行う。 (イ) 渡り廊下で接続されていない階は、A部分及びB部分を合わせて判定する。なお、A及びBの部分に平均して開口部を設けるよう指導すること。
イ 一の階が間仕切り壁等により、多区画(行き来できない)となる場合	・ 平面図  階全体で有効開口部算定を行う。 (消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う。) ※ 階全体で普通階と判定された場合は、各区画ごとに普通階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。
ウ 建物の上階がセットバックしている場合	・ 立面図  2階屋上部分の強度(人が歩行できる程度以上)があれば、3～5階の開口部も有効開口部算定可とする。

エ 吹抜けが存する場合	・平面図 ・立面図	2階の有効開口部算定に際し、吹抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。
オ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、右欄のすべてに適合するもの	・平面図	(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。 (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1 m以上であること。(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。) (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。
カ 外壁面にバルコニー等があるもの	・立面図	Bが1 m以上、かつ、てすりの高さが1.2m以下、かつ、バルコニー幅が0.6m以上の場合には、Aは有効開口部算定可とする。

(3) 広告物等

開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け又は雨除け等で避難及び消火活動上妨げにならないもの。

4 その他

- (1) テント倉庫のテントの部分で容易に破れるものは、有効な開口部があるものとして取り扱うことができる。
- (2) 無窓階の取扱いについて、判断が困難な場合は予防課と協議すること。

第8 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3に定めるもののほか、次によること。

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については、棟単位又は階単位、令第25条の適用については、階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（見なし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

2 共通の取扱い

- (1) 従業者の取扱いは次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

- (2) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

- (3) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むこと。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。（令別表第1（4）項を除く。）

エ 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

オ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等別に算定

した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあたっては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

3 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

- (ア) 従業員数
- (イ) 客席の部分ごとの人数
 - a 固定式のいす席を使用する者の人数
 - b 立ち見席を使用する者の人数
 - c 前a、b以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

- (ア) 従業員数
2、(1)による
- (イ) 客席の部分ごとの人数
客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演劇場等	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにすわり席、いす席等が設置せられている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

- a 固定式のいす席を使用する者の数
固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- b 立ち見席を使用する者の数
立ち見席を設けた部分の床面積を0.2㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- c 前a及びb以外の客席を使用する者の人数
前a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

ウ 収容人員算定要領

前イ、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 算定例

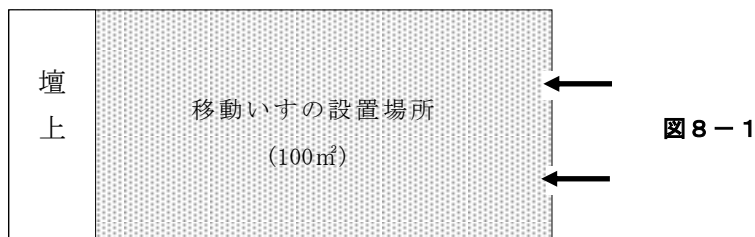
(ア) 凡例

- a 固定式のいす席設置場所 
- b 立ち見席 
- c 前 a、b 以外の客席の使用に供する部分 

(イ) 講堂の収容人員計算

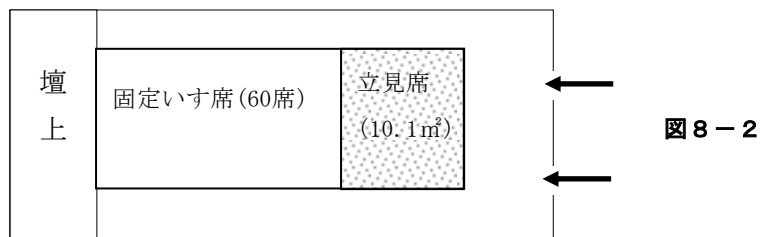
(ケース1) (図8-1 参照)

講堂内の移動いす設置場所の面積が 100m^2 の場合は、 $100\text{m}^2 \div 0.5\text{m}^2 = 200$ (人) の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。これに従業員数 α を加算して、 $200 + \alpha$ の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



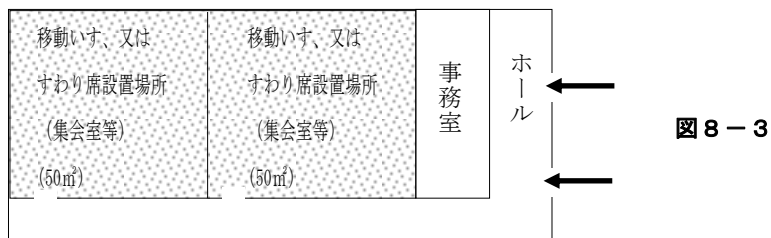
(ケース2) (図8-2 参照)

講堂内に固定いす席60席と立見席の面積が 10.1m^2 の場合は、 $60\text{人} + (10.1\text{m}^2 \div 0.2\text{m}^2) \div 110$ (人) の計算式となり、客席部分の収容人員は110人となる。これに、従業員数 α を加算して、 $110 + \alpha$ の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ウ) 集会場の収容人員計算例 (図8-3 参照)

集会場の移動いす又はすわり席設置場所 (集会室等) の面積が1室 50m^2 の場合は、 $(50\text{m}^2 \div 0.5\text{m}^2) \times 2$ (室) = 200 (人) の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。これに、従業員数 α を加算して、 $200 + \alpha$ の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



(エ) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例 (図8-4 参照)

映画館等で固定いす席200席と立見席の面積が 20.1m^2 の場合は、 $200\text{人} + (20.1\text{m}^2 \div 0.2\text{m}^2) \div 300$ (人) の計算式となり、客席部分の収容人員は300人となる。

これに、従業員数 α を加算して、 $300 + \alpha$ の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。

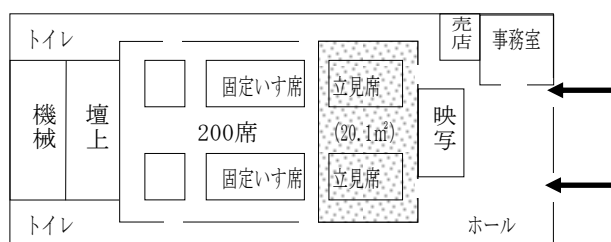


図8-4

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

前(ア)以外の政令別表第1(2)、(3)項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

- a 従業員数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

- a 従業員数
- b 客席の部分ごとの人数
 - (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
 - (b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

- a 従業員
 - 2、(1)による。
- b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者の人数
 - 施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。
 - (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
 - (b) ボーリングは、レーンに付属する椅子の数とする。
 - (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数と一般的には対応している。）とする。
 - (d) カラオケ機械では、機器に接続できるマイクの数とする。
 - (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分0.5mにつき1名とする。
 - (f) 前(a)～(e)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数とする。
 - (g) 前(a)～(f)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数
 - 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。
 - (a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

(b) カラオケルームの受付周辺等の休憩、待合場所及び各ルーム内

(c) 前 (a)、(b) 以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所。

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この場合において、長いす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(イ) その他のもの

a 従業員

2、(1)による。

b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい厨房、配膳、控え室等客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち固定式いす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。

この場合において、長いす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(b) その他の部分を使用する者の人数

その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールのホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3㎡除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

エ 収容人員算定要領

(ア) 遊技場

前イ、(ア)、a から c で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(イ) その他のもの

前イ、(イ)、a 及び b で求めた人数とを合算して得た数を収容人員とする。

オ 算定例

(ア) 遊技場の凡例

a 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者 ○

b 遊技のための機械等 □ (卓等)、 ▼ (カラオケ機械)

c 従業員 ●

d 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分 

e 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 

(イ) 囲碁、将棋場の収容人員計算例 (図8-5参照)

囲碁、将棋の卓数が10個で、従業員が常時2人の場合は、

$$10 \text{ (卓)} \times 2 \text{ (人)} + 2 \text{ (人)} = 22 \text{ (人)}$$

の計算式となり、囲碁、将棋場の収容人員は22人となる。

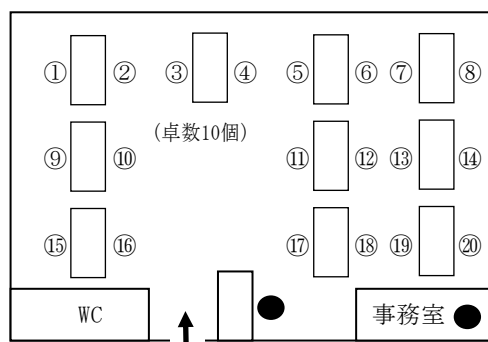


図8-5

(ウ) マージャン場の収容人員計算例 (図8-6 参照)

マージャン卓数が5個で、従業員が常時2人の場合は、 $\frac{5 \text{ (卓)} \times 4 \text{ (人)} + 2 \text{ (人)}}{1} = 22 \text{ (人)}$ の計算式となり、マージャン場の収容人員は22人となる。

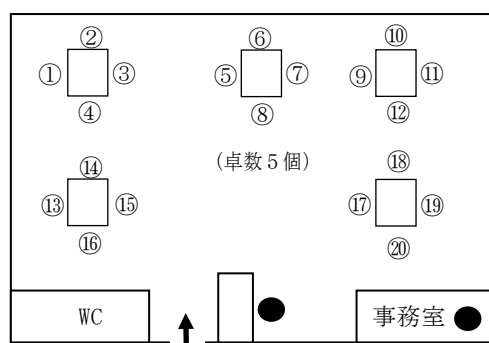


図8-6

(エ) ボーリング場での収容人員計算例 (図8-7 参照)

レーン数が5で、1レーンに付属する椅子が3個で、飲食、休憩の用に供する固定いす席8個、従業員が3人の場合は、 $\frac{5 \text{ (レーン)} \times 3 \text{ (個)} + 8 \text{ (個)} + 3 \text{ (人)}}{1} = 26 \text{ (人)}$ の計算式となり、ボーリング場の収容人員は26人となる。

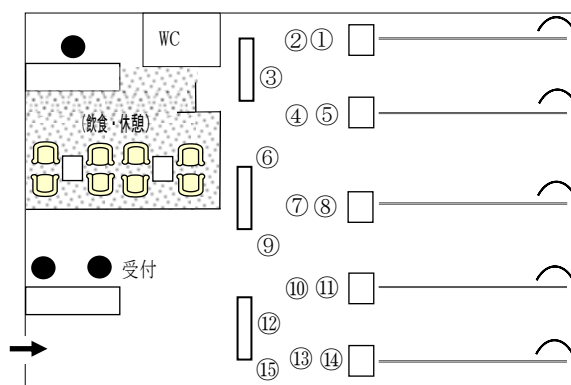


図8-7

(オ) カラオケルーム収容人員計算例 (図8-8 参照)

カラオケ機械の台数が6台で、カラオケ機械に接続されるマイクの数2個、飲食・休憩の用に供する固定いす席36個、従業員が常時4人の場合は、 $\frac{(6 \text{ (台)} \times 2 \text{ (個)}) + 36 \text{ (個)} + 4 \text{ (人)}}{1} = 52 \text{ (人)}$ の計算式となり、カラオケルームの収容人員は52人となる。

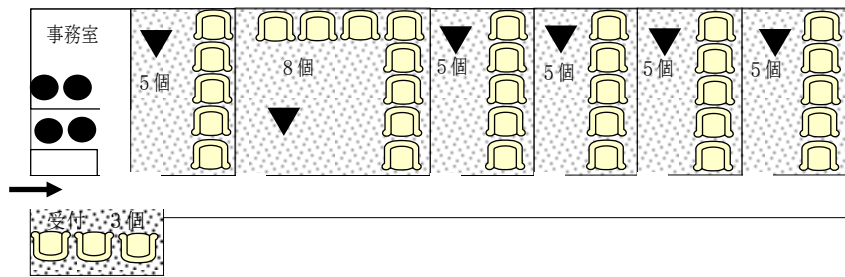
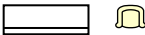


図 8-8

(カ) その他のものの凡例

- a 従業員 ●
- b 客席の部分 
- c 長いす、固定式のいす席 
- d 移動いす ○

(キ) 居酒屋等の収容人員計算例 (図 8-9 参照)

長いす席10m、和室が30㎡、移動いす席設置場所60㎡、従業員が常時6人の場合は、
$$\frac{(10 \text{ (m)} \div 0.5 \text{ (m)}) + (30 \text{ (㎡)} + 60 \text{ (㎡)}) \div 3 \text{ (㎡)} + 6 \text{ (人)}}{1} = 56 \text{ (人)}$$
 の計算式となり、居酒屋等の収容人員56人となる。

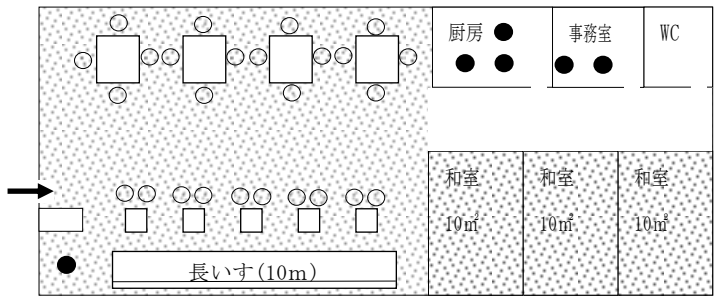


図 8-9

(ク) ディスコ等の収容人員計算例 (図 8-10 参照)

固定式のいす席26個と長いす15m、ホールの面積が200㎡、従業員が常時7人の場合は、
$$\frac{26 \text{ (個)} + (15 \text{ (m)} \div 0.5 \text{ (m)}) + (200 \text{ (㎡)} \div 3 \text{ (㎡)} + 7 \text{ 人})}{1} = 129 \text{ (人)}$$
 の計算式となり、ディスコ等の収容人員は129人となる。

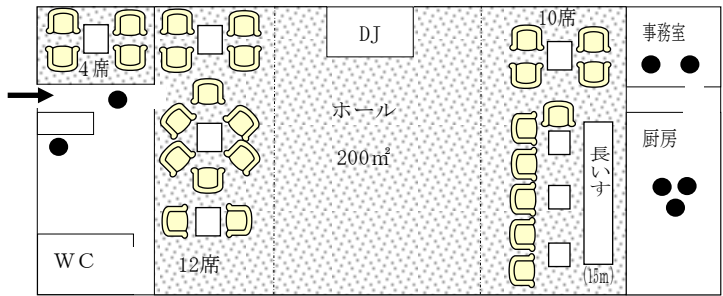


図 8-10

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

- ・ 事務室、会議室
- ・ 社員食堂等の厚生施設
- ・ 商品倉庫、商品荷捌場
- ・ 空調機械室、電気室等の設備室
- ・ 駐車場
- ・ 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
- ・ その他の従業員だけが使用する部分
- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
飲食及び休憩の用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
 - ・ レストラン、喫茶、その他の飲食の飲食店
 - ・ 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
 - ・ その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- b その他の部分の人数
前a以外の部分の床面積を4㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

注）売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業員数 ●
- b 飲食又は休憩の用に供する部分 
- c その他の部分 

(イ) 百貨店・スーパーマーケット等の収容人員計算例（図8-11参照）

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が100㎡で、その他の部分の面積が900㎡、従業員数が14人の場合は、 $\frac{100(\text{㎡})}{3(\text{㎡})} + \frac{900(\text{㎡})}{4(\text{㎡})} + 14(\text{人}) = 272(\text{人})$ の計算式となり、百貨店・スーパーマーケット等の収容人員は272人となる。

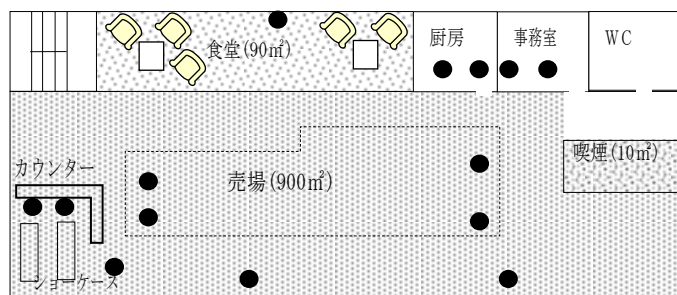


図8-11

(ウ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例（図8-12参照）

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が20㎡、その他の部分の面積が100㎡、従業員が常時3人の場合は、 $\frac{20 \text{ (㎡)} \div 3 \text{ (㎡)}}{1} + \frac{100 \text{ (㎡)} \div 4 \text{ (㎡)}}{1} + 3 \text{ (人)} \div 34 \text{ 人}$ の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、34人となる。

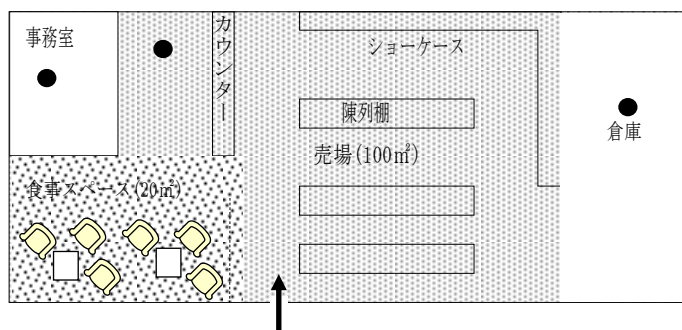


図8-12

(エ) 物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例（図8-13参照）

物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が150㎡、従業員が常時2人の場合は、 $\frac{2 \text{ (人)}}{1} + \frac{150 \text{ (㎡)} \div 4 \text{ (㎡)}}{1} \div 39 \text{ 人}$ の計算式となり、物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員は、39人となる。

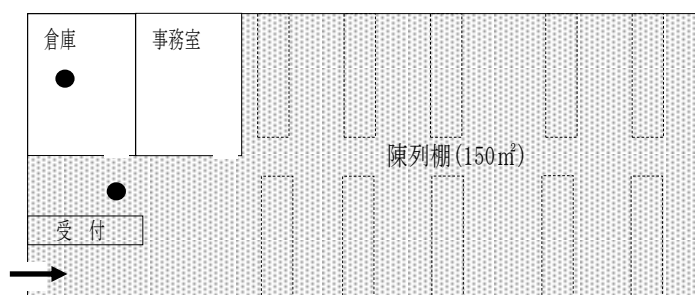


図8-13

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

- a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数
- b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、次の条件で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

(a) 簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館(宿泊室の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3㎡程度になるもの。)は3㎡とする。

(b) 前(a)以外は6㎡とする。

c 前a、bの人数の算定の取扱いにあつては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

- ・ 宴会場等
- ・ レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所
- ・ 椅子席を設けたロビー等(通路部分を除く)
- ・ 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。
この場合は、長いす席は、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数

前a以外の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 宿泊室

(a) 洋室 

(b) 和室 

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(a) 固定式のいす席設置場所 

(b) その他の部分 

(イ) 主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員計算例(図8-14参照)

主として団体客が宿泊するホテル・旅館で、次の条件の場合は、

a 従業員 14人

b 宿泊室

(a) 洋室 シングルベッド 4個

(b) 和室 70㎡

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1 K、1 D K 1 L D K、2 D K (ワンルームタイプ)	左欄以外の場合
算定居住者数	2 人	4 人

3 収容人員算定要領

前2、(1)のそれぞれ住戸タイプ別の数に前(2)の住戸タイプ別の算定居住者をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。

4 事例紹介

1 Kが5戸、4 D Kが2戸の共同住宅の場合は、 $(5 \text{ 戸} \times 2 \text{ (人)} + 2 \text{ (戸)} \times 4 \text{ (人)}) = 18 \text{ (人)}$

(6) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 病室内にある病床の数

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は、従業員として取り扱う。)

(イ) 病室内にある病床の数

a 洋室タイプ

ベッドの数とする。

b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。

b 両側が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。

(a) 両側に居室が有る場合は、廊下幅員から1.6mを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

(b) その他の場合は、廊下幅員から1.2mを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 医師 ●、 看護師 ○、 その他 ◎

b 病室

(a) 洋室タイプ 

(b) 和室タイプ 

c 待合室 

(イ) 病院の収容人員計算例 (図8-15参照)

次の条件の病院は、

a 従業員 医師5人、看護師10人、その他6人で合計21人

b 病室

(a) 洋室タイプのベッド 17個

(b) 和室タイプの床面積 20㎡

(c) 乳幼児用ベッド及び保育器 4個

c 待合室の床面積 40㎡

$21 \text{ (人)} + 17 \text{ (個)} + (20 \text{ ㎡} \div 3 \text{ ㎡}) + 4 \text{ (個)} + (40 \text{ ㎡} \div 3 \text{ ㎡}) \approx 61 \text{ 人}$ の計算式となり、病院の収容人員は、61人となる。

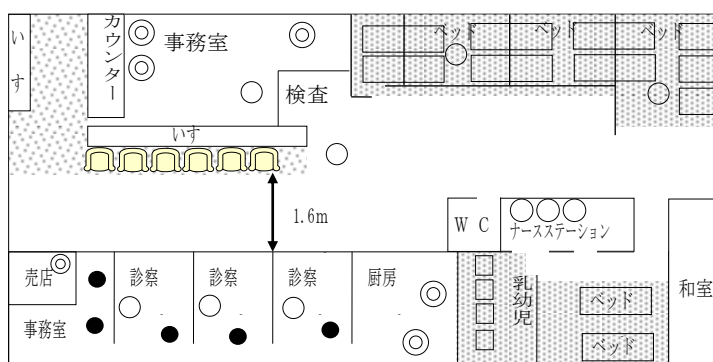


図8-15

(7) 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業者側が想定している要保護者の最大人数とする。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりが有る場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(10) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 2、(1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱います。

b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業員 ●
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室 ■

(イ) 図書館の収容人員計算例（図8-16参照）

図書館で、次の条件の場合は、

- a 従業員 8人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積合計 180㎡

$8（人） + \left((20\text{㎡} + 30\text{㎡} + 20\text{㎡} + 60\text{㎡} + 10\text{㎡} + 40\text{㎡}) \div 3\text{㎡} \right) = 68\text{人}$ の計算式となり、図書館の収容人員は68人となる。

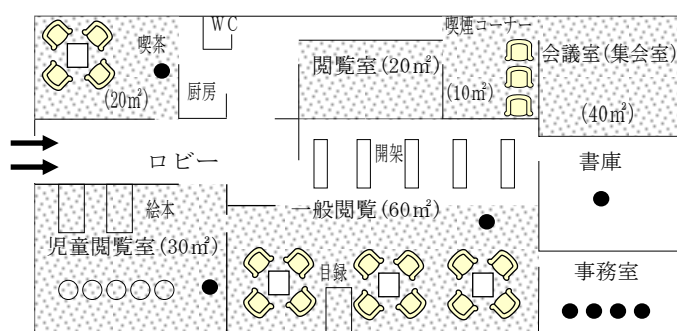


図8-16

(ウ) 美術館の収容人員計算例（図8-17参照）

美術館で、次の条件の場合は、

- a 従業員 6人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積 860㎡

$6（人） + (60\text{㎡} + 300\text{㎡} + 400\text{㎡} + 100\text{㎡}) \div 3\text{㎡} \approx 292\text{人}$ の計算式となり、美術館の収容人員は、292人となる。

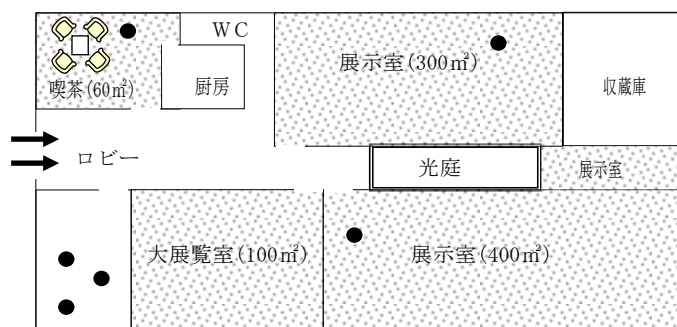


図8-17

(11) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 

(イ) その他浴場（ソープランド）の収容人員計算例（図8-18参照）

その他浴場（ソープランド）で、次の条件の場合は、

a 従業員 12人

b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 100 m^2 $\frac{12 \text{ (人)} + (100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2)}{\div 45 \text{ 人}}$

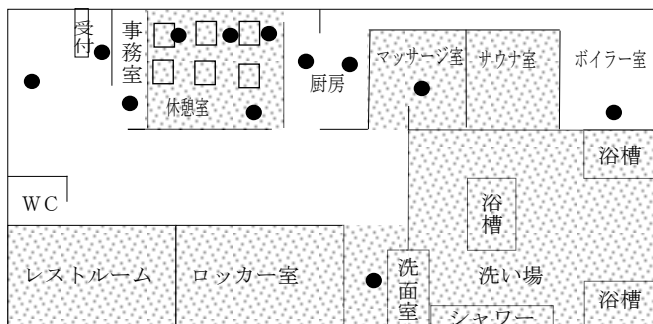


図8-18

(12) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員

2、(1)による。（例 神職、僧侶、牧師及び従業員等）

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を 3 m^2 で除して得た数とする。

b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業員、神職、僧侶、牧師、 ○、 その他の従業員 ●
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 

(イ) 寺院の収容人員計算例（図8－19参照）

寺院で、次の条件の場合は、

- a 従業員 10人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 200m^2 $\frac{10\text{（人）} + (200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)}{3} \div 76\text{人}$ の計算式となり、寺院の収容人員は、76人となる。

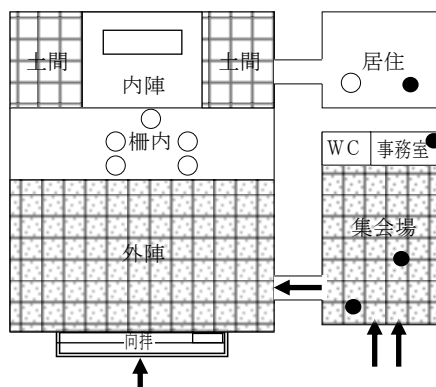


図8－19

(ウ) 教会の収容人員計算例（図8－20参照）

教会で、次の条件の場合は、

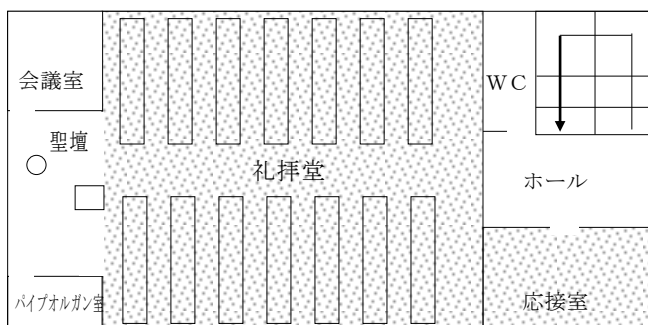
- a 従業員 6人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 300m^2 $\frac{6\text{（人）} + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)}{3} = 106\text{人}$ の計算式となり、教会の収容人員は、106人となる。

1 階



図8－20

2 階



(13) 令別表第1(10)項、(12)～(14)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

従業員数

イ 算定要素の定義

従業員数

2、(1)によるが、車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事するもの(例 食堂・売店の従業員、赤帽等)を含める。

ウ 収容人員算定要領

前アで求めた人数を収容人員とする。

(14) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2、(1)による。

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の数

主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積合計を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。この場合に、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー(休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に含む。

また、屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に含む。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。

b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。

c 裁判所の次の部分は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、拘留質問室、法廷

d 銀行の待合、キャッシュコーナーは、床面積に含む。

ウ 収容人員算定要領

前ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業員 ●

b 主として従業員以外の者の使用に供する部分 

(イ) クラブハウスの収容人員計算例(図8-21参照)

クラブハウスで、次の条件の場合は、

a 従業員数 35人

b 主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計 300㎡ $35 \text{ (人)} + (300 \text{㎡} \div 3 \text{㎡}) = 135 \text{人}$ の計算式となり、クラブハウスの収容人員は、135人となる。

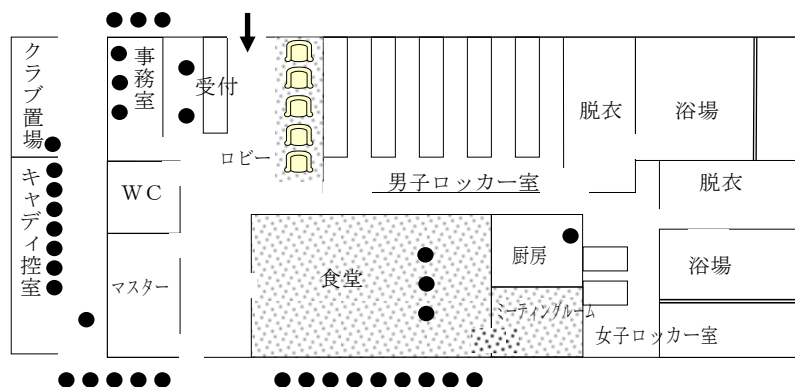


図8-21

(15) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物

ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を前(1)～(14)により用途ごとに人数を算出し合算したものを収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(例店構前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場、休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

ア 収容人員算定要領

床面積を5㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)を収容人員とする。

イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積が、500㎡の場合は、

$$\frac{500\text{㎡}}{5\text{㎡}} = 100\text{人}$$

の計算式となり、文化財として指定を、受けている防火対象物の収容人員は100人となる。

第9 工事整備対象設備等着工届・消防用設備等工事計画届

1 工事着工の届出

法第17条の14及び条例第88条の規定に基づく届出の添付図書等は、原則として次によること。

(1) 届出日等

法第17条の14及び条例第88条の規定に基づく届出は、消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の10日前までに行うこと。ただし、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出することとし、計画が決定した段階で差し替え等を行うこと。

(2) 基準日

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日。

イ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については受信機を（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）、火災通報装置については装置を設置しようとする日。

ウ 避難器具については、取付金具の設置工事をしようとする日。

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること。

(ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事をしようとする日

オ 特殊消防用設備等については、アからウまでの消防用設備等に準じた日

(3) 添付図面

添付図書は、折り上げでA4サイズを原則とする。また、図面の縮尺は、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあつては、この限りではない。

(4) 届出単位

原則として、消防用設備等ごとに届け出ること。

2 添付図書

(1) 消火設備

ア 付近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図

ただし、敷地が大きい場合は、敷地の建物配置図も添付すること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第1による。

ウ 消火設備の概要表

別記様式第2号、別記様式第3号又は別記様式第4号による。

エ 平面図

消火設備の設置にかかる階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの

オ 断面図

消火設備の設置にかかる階の断面を明記したもの

カ 配管系統図

消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの

キ 配線系統図及び展開図

配線の種類、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの

ク 計算書

次に掲げる事項を明記したもの

なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。

(ア) 所要の水量又は消火薬剤等の算出方法

(イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

(ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

(エ) 電動機等の所要容量の算出方法

(オ) 非常電源の容量の算出方法

ケ 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器及び非常電源にかかる機器の詳細を明記したもの

コ 性能表

ポンプ設備を必要とするものについては、ポンプの性能表を添付すること。

(2) 警報設備

ア 付近見取図

(1)アによること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第 1 による。

ウ 自動火災報知設備若しくは消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表

別記様式第 5 号、別記様式第 6 号又は別記様式第 7 号による。

エ 平面図

警報設備の設置にかかる階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの

オ 断面図

警報設備の設置にかかる階の断面を明記したもの

カ 配線図

電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの

キ 使用機器図

受信機、感知器等にかかる機器の詳細を明記したもの

(3) 避難設備

ア 付近見取図

(1) に準ずるが、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第 1 による。

ウ 避難器具の概要表

別記様式第 8 号による。

エ 平面図

避難器具の設置にかかる階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの

オ 立面図

避難器具の設置にかかる部分の立面を明記したもの

カ 避難器具の設計図等

避難器具を取付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取付ける部分の詳細を明記したもの

キ 計算書

避難器具の取付金具及び取付ける部分の強度の算出方法を明記したもの

ク 使用機器図

避難器具等にかかる機器の詳細を明記したもの

(4) 消火活動上必要な施設

ア 付近見取図

(1)アによること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第1号による。

ウ 仕様書

設備の概要及び使用機材の機能、構造等を明記したもの

エ 平面図

消火活動上必要な施設の設置にかかる階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び機器等の配置、配線状況等を明記したもの

オ 配管系統図（連結散水設備及び連結送水管に限る。）

(1)カによること。

カ 配線系統図及び展開図

(1)キによること。

キ 使用機器図

各設備に使用される個々の機器の詳細を明記したもの

(5) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備

ア 付近見取図

(1)アによること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第1号による。

ウ 設備の概要表

別記様式第10号、別記様式第11号による。

エ 平面図

設備の設置にかかる階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの

オ 断面図

設備の設置にかかる階の断面を明記したもの

カ 配線系統図及び展開図

配線の種類、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの

キ 使用機器図

ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの

(6) 操作盤又は総合操作盤

操作盤又は総合操作盤を設置する場合には、別記様式第9号を添付する。

3 留意事項

- (1) 消防用設備等の着工届出書等に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (2) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)の運用にあたっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。

4 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工並びに設置届及び消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は表9-1. 1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、表9-1. 2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち表9-2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができる。なお、軽微な工事と表9-1. 6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合、令第35条及び昭和50年消防局告示第2号に該当しない防火対象物の消防用設備等に係る工事を除く。(2)において同じ。)

ア 当該消防用設備等に係る工事が軽微な工事に該当する場合であっても、必ず事前に相談し確認をとること。

イ 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

ウ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

エ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

(2) 消防用設備等の工事計画届

条例第88条の規定に基づく消防用設備等の工事計画届は、表9-1. 1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、表9-1. 4に掲げる消防用設備等に係る工事のうち、表9-3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、工事計画届を要しないことができる。

ア 当該消防用設備等に係る工事が軽微な工事に該当する場合であっても、必ず事前に相談し確認をとること。

イ 当該消防用設備等に係る工事をする者は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

にしておくこと。

(3) 消防用設備等の設置届、消防検査及び検査済証について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、表9－1. 1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし表9－1. 2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、表9－2に掲げる軽微な工事及び表9－3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができる。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできない。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略できる。なお、軽微な工事と表9－1. 6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は現場確認を要する。

ウ 軽微な工事に係る規則第31条の3の規定に基づく検査済証には、「検査年月日」欄に「書類検査」と記入し交付するものとする。なお、令第35条及び消防局告示第2号に該当しない対象物の消防用設備等については、着工届又は工事計画届の副本に検査済印を押印し、その直近に「書類検査」と朱書きし交付する。

エ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

5 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防用設備等の着工届、工事計画届、設置届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされているが、「消防用設備等の届出等に関する運用について」（平成9年12月5日 消防予第192号）に基づき、次のとおり運用する。

(1) 消防用設備等の着工届及び工事計画届について前1から3によるほか、同一の防火対象物について、同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届への添付を省略できる。なお、工事計画届も同様とする。

ア 付近見取図

イ 意匠図（平面図、断面図、立面図等）

ウ 関係設備共通の非常電源関係図書

エ 防火対象物の概要表

(2) 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次の通り運用する。

ア 消防用設備等設置届出書に消防用設備等試験結果報告書及びこれに付随するデータ書を添付すればよいものとする。この場合において、消防同意、着工届又は工事計画届に伴い既に当局において保有している図書に変更があつたとき又は不足している図書があつたときは、変更部分に係る図書の差し替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。

イ 変更部分に係る図書の差し替え又は不足図書の追加を行う場合において、同一の防火対象物について、同一時期に提出される複数の設置届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の設置届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等設置届への添付を省略できる。

（ア）付近見取図

（イ）意匠図（平面図、断面図、立面図等）

（ウ）関係設備共通の非常電源関係図書

ウ 届出は、防火対象物ごとに行つて差し支えないものとする。

(3) 消防用設備等の点検に係る書類の保存について

消防用設備等の点検に係る書類の保存について、次のとおり運用することとする。

ア 個々の消防用設備等の点検票を保存しなければならない時期については、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。

イ 消防長又は消防署長が適当と認めるときは、3年を経過しない場合であっても、同様の措置を認めることができる。

6 維持台帳について

前4及び5により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、消防用設備等に係る維持台帳の整備が特に重要となる。

維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能及び設置時からの状態（履歴）を明確にするもので、概ね次の図書等を編冊すること。（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）

- (1) 消防用設備等着工届出書の写し
- (2) 消防用設備等工事計画届出書の写し
- (3) 消防用設備等設置届出書の写し
- (4) 消防用設備等試験結果報告書
- (5) 消防用設備等検査済証
- (6) 消防用設備等点検結果報告書の写し
- (7) 点検票（消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。）
- (8) 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表
- (9) 消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）
- (10) 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- (11) その他必要な書類（法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

表 9－1 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

1 新設	工 事 に 該 当
防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。	
2 増設	
防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	
3 移設	
防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	工 事 に 該 当
4 取替え	
防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。	
5 改造	
防火対象物に設置されている消防用設備又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	
6 補修	整 備 に 該 当
防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。	
7 撤去	
防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	

表 9-2 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置、 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）、（救助袋）（緩降機））	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

※軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

表 9－3 軽微な工事の範囲

消防用設備の種類	取替え
非常警報設備	①スピーカー →10個以下 ②起動装置、ベル、表示灯 ③非常電話 →10個以下
避難器具 (金属製はしご(固定式)、救助袋、緩降機を除く。)	①本体・取付金具
誘導灯	①本体
漏電火災警報器	①全ての構成部品
連結送水管設備	①加圧送水装置を除く構成部品
非常コンセント設備	①全ての構成部品

別記様式第1号

防火対象物・製造所等の概要表

建 築 物 の 概 要								
名 称			所 在 地					
用 途			階数（階層）	地上	階	階	塔屋	階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他（					延べ面積	㎡	
階 別	床面積（㎡）	用途又は室名	構 造	内装仕上げ		特記事項		
				天 井	壁			
そ の 他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入する。

別記様式第2号

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表
 水噴霧消火設備・泡消火設備

水 源	専用・兼用	種 別	地下ピット・床置き・その他 ()		有効水量(当該設備用)		m ³	
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用		口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
		電 圧	V		(φ) × (ℓ/min) × (m) × (kW)			
		呼 水 装 置	有・無		有効容量	ℓ	減水警報の標示場所	
	高架水槽方式	有効落差	m		圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積 m ³
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号		個	合 計 個
屋外消火栓		個	ホ ー ス	長さ	m		本	表 示 灯 専用・兼用
噴霧ヘッド	標準放射量		ℓ/min・標準放射圧力		MPa・放射角度		°	
泡 放 出 口	フォームヘッド		個・フォームウォータースプリンクラーヘッド		個			
	高発泡用泡放出口		個・泡ノズル		個・その他()		個	
泡消火設備の方式	固定式(全域・局所)・移動式		高発泡・低発泡		一斉開放弁		A 個	
泡消火薬 剤	種 別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	ℓ	希釈容量濃度		%
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧力入混合方式・ポンプ混合方式・その他()						
放水(出射) 区 域	区域数	最大放水(出・射)面積		m ²		放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積 m ³
	区域	最小放水(出・射)面積		m ²		放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積 m ³
起 動 装 置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他()						
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他()					手 動 式 開 放 弁	
自 動 警 報 装 置	流水検知装置	A		個	圧力検知装置	個		その他
配 管	立上がり管口径	A		材質		専用・兼用(設備)		
	止水弁			逆止弁		その他()		
ブ ー ス タ ン プ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力		補助水槽				
		φ × ℓ/min × m × kW		m ³				
		φ × ℓ/min × m × kW		m ³				
電 源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路				
		DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
	非常電源	自家発電設備		単相・三相 AC・DC V		KVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備		DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()						
	警 報 回 路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()						
	そ の 他 の 回 路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()						
そ の 他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

スプリンクラー設備の概要表

水 源	専用・兼用	種 別	地下ピット・床置き・その他 ()		有効水量(当該設備用)	m ³		
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電 圧	V	(φ) × (L/min) × (m) × (kW)				
		呼 水 装 置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプの設置場所		
	高架水槽方式	有効落差	m	圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積 m ³	
ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド 等	閉鎖型 (高感度)	(温度 ℃ 個)・(温度 ℃ 個)	減 圧 弁					
	閉鎖型 (標準型)	(温度 ℃ 個)・(温度 ℃ 個)						
	小區画型	(温度 ℃ 個)・(温度 ℃ 個)						
	側壁型	(温度 ℃ 個)・(温度 ℃ 個)						
	開放型ヘッド	個・補助散水栓		有 ・ 無				
設備の方式	湿式・乾式・予作動式		自動警報装置	流水検知装置	A	個・圧力検知装置	個	
ポンプ 起 動 方 式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ()					送水口 (双口型	個)	
起 動 感 知 方 式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ()					手動式開放弁		
一 斉 開 放 弁	A		個	電 動 弁 等	A	個		
配 管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ()			
放水型ヘッド	固定式 (個)・可動式 (個)		一斉開放弁	A 個				
加 圧 送 水 装 置	放水型ヘッド用ポンプユニット型	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電 圧	V	φ × L/min × m × kW				
		呼 水 装 置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所		
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ()							
配 管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ()			
ブ ー ス タ ン プ	ポンプ, 電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補 助 水 槽		
		φ ×	L/min ×	m ×	kW	m ³		
		φ ×	L/min ×	m ×	kW	m ³		
		φ ×	L/min ×	m ×	kW			
補 助 圧 力 装 置	ポンプ, 電動機	φ ×	L/min ×	m ×	kW			
		φ ×	L/min ×	m ×	kW			
		φ ×	L/min ×	m ×	kW			
		φ ×	L/min ×	m ×	kW			
電 源	常用電源	単相 ・ 三相 AC		V	電灯回路 ・ 動力回路			
		DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用 ・ 共用
	非常電源	自家発電設備		単相 ・ 三相 AC ・ DC	V	KVA	使用別	専用 ・ 共用
		蓄電池設備		DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動
	非常電源専用受電設備 単相 ・ 三相 AC V							
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	警 報 回 路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	そ の 他 の 回 路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
その他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第4号

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表
 粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置							
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式・低圧式・その他（ ））・加圧									
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式									
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他（ ）									
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所	赤色表示灯 専用・兼用				
消火薬剤	種 別			設置場所						
	容器別数量	kg×容器本数 kg×容器本数		本 本	=総数量 kg					
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量	m ³ ・ℓ・kg		容器本数	本				
配管	管									
	弁 類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他（ ）								
放出区域	区域数	最 大	放出面積	m ²	放出率	kg/S 放出体積 m ³				
	区域	最 小	放出面積	m ²	放出率	kg/S 放出体積 m ³				
移動式消火設備の数		箇所								
電 源	常 用 電 源	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路								
		DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
	非 常 電 源	自家発電設備 単相・三相 AC・DC V kVA 使用別 専用・共用								
		蓄電池設備 DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
配 線	常 用 電 源 回 路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）								
	非 常 電 源 回 路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）								
	警 報 回 路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）								
	そ の 他 の 回 路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）								
	放出区域名	階	面	積	体 積	換 気 口	換 気 装 置	排 出 措 置	消火薬剤量	ヘッド数
1				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
2				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
3				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
4				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
5				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
6				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
7				m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
その他										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

感 知 器	機 種		蓄 積	自 動	遠 隔	種 別	個 数	
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	式 型 ()							
	型 式 番 号第	号 製 造 会 社 名						
	発 信 機	屋 内 型 型 級 個		型式番号	発第	号	製造会社名	
屋 外 型 型 級 個		型式番号	発第	号	製造会社名			
表 示 灯 V 個								
中 継 器		種 別		回 線 数	電 源 供 給 方 式			設 置 台 数
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
		自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
製 造 会 社 名								

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他（ ）												
	P・GP型		級	/	回線	R・GR型	自火報点数	点	その他（ ）	点数	点	予備点数	点
	予備電源 (DC			V	AH)	設置場所		階			室		
	型式番号		受第	号	製造会社名								
表示器	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点			
	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点			
電源	常用電源		単相・三相AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路										
			DC	V	AH	充電方式 (トリクル・浮動)		使用別 (専用・共用 ())					
	非常電源		非常電源専用受電設備 単相・三相AC V										
			蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式 (トリクル・浮動)		使用別 (専用・共用 ())				
音響装置	主音響装置		ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他 ()										
	(付蔵されているものを除く)		鐘径	mm	定格DC	V	mA	個					
			型式番号 ()		製造会社名								
	音声切替装置		型式番号 ()		認定番号 ()		製造会社名						
			ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他 ()										
			鐘径	mm	定格DC	V	AH	充電方式 (トリクル・浮動)					
配線	常用電源回路		ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他 ()										
	非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他 ()										
	警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他 ()										
	その他回路		I V 電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他 ()										
関連設備		消火設備 ()・火災通報装置・誘導灯信号装置											
		常用警報設備・放送設備・その他 ()											
工事者区分		電源工事											
		配線工事											
		配線工事											
		配線工事											
		機器の取付け工事											
その他													

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 - 3 感知器記入欄の () 内は、その機能又は性能を記入すること。
 - 4 関連設備の消火設備 () 内は、その設備等の種類を記入すること。

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火 災 通 報 装 置	品 名 ・ 型 式				型 式 番 号				
	製 造 会 社 名								
	設 置 場 所		階 室						
	遠 隔 起 動 装 置	設 置 場 所	電 話 機 付	(1)	(2)	(3)			
			(台)	(4)	(5)	(6)			
			電 話 機 な し	(1)	(2)	(3)			
			(台)	(4)	(5)	(6)			
	選 択 信 号 送 出 方 式		D P 方 式 (1 0 P P S 、 2 0 P P S) ・ P B 方 式						
	自 動 火 災 報 知 設 備 連 動		有 ・ 無						
	常 用 電 源		A C V						
予 備 電 源		D C V A H							
M 型 発 信 機	設 置 場 所		基						
工 事 者 区 分	電 源 工 事								
	配 線 工 事								
	機 器 の 取 付 工 事								
	工事担当者（電話工事）		氏 名				資 格		
そ の 他									

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知機	検 知 対 象 ガ ス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	そ の 他 の も の				
	個 数	個	個	個				
中継器	回線 個 電源 専用方法 受信機供給方法 予備電源 V AH その他の方法							
受信機	区 分		型	回 線 数	／ 回線			
	附 属 装 置			附 属 回 路				
	予 備 電 源	V	AH	設 置 場 所	階			
電 源	常 用 電 源	単相 ・ 三相		AC		V 電灯回路 ・ 動力回路		
		DC	V	AH	充電方法	トリクル ・ 浮動	使用別	専用 ・ 共用
	非 常 電 源	蓄電池設備		充電方法	トリクル ・ 浮動	使用別	専用 ・ 共用	
		DC	V	AH	インバーター出力	VA		
		自家発電設備		単相 ・ 三相	AC	V	KVA	
警 報 装 置	音 声 警 報 装 置	増 幅 器 出 力		スピーカー個数		非常用放送設備と兼用		
		定格	W	個		有 ・ 無		
	ガ ス 漏 れ 表 示 灯	中継器附属のもの			そ の 他 の も の			
		個			個			
	検 知 区 域 警 報 装 置	検知器附属のもの			そ の 他 の も の			
個			個					
配 線	常 用 電 源 回 路 非 常 電 源 回 路 検 知 器 回 路 警 報 装 置 回 路 そ の 他 の 回 路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他 () 耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他 () 耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他 () I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他 ()						
工事者区分	電 源 及 び 配 線			機器取付				
製 造 者 名	受信機製造会社			型式番号				
	中継器製造会社			型式番号				
	検知機製造会社			型式番号				
そ の 他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢の併記してある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要									
名 称				所 在 地					
用 途				階 数 (階 層)	地上	階 地下	階 塔屋	階	
主 要 構 造 物	耐火構造・準耐火構造・その他 ()						延べ面積	㎡	
避 難 器 具 の 概 要									
階 別	床 面 積	用 途	収容人員	無窓該当	階段の数	減 免 数	設 置 数	避難器具の種別 (個数)	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
								は()・袋()・緩()	
避難器具の種別									
型 式 番 号									
設置場所の状況 (用途, 構造等)									
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)									
腰 高 (cm)									
操 作 面 積 (㎡)									
固 定 位 置									
固 定 方 法									
固定部材にかかる 設計荷重 (kgf)									
固定部材の許容 応力 (kgf)									
そ の 他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 避難器具の種別 (個数) は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の () 内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

操作盤・総合操作盤の概要表

□ 操作盤 □ 総合操作盤	品 名 ・ 型 式					
	音 響 装 置		□ベル・□ブザー・□音声警報・その他（ ）			
	表 示 方 法		□C R T・□グラフィック・パネル・□窓・その他（ ）			
	製 造 会 社 名					
	監視場所（副監視）（遠隔監視）		階 室			
	電 源	常 用 電 源	A C V			
		非 常 電 源	□非常電源専用受電設備・□非常電源（自家発電設備）・□蓄電池設備 D C V A H			
	消 防 用 設 備 等	□ 屋 内 消 火 栓 設 備		□ スプリンクラー設備		□ 水 噴 霧 消 火 設 備
		□ 泡 消 火 栓 設 備		□ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備		□ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備
		□ 粉 末 消 火 設 備		□ 屋 外 消 火 栓 設 備		□ 自 動 火 災 報 知 設 備
		□ ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備		□ 放 送 設 備		□ 誘 導 灯
		□ 排 煙 設 備		□ 連 結 散 水 設 備		□ 連 結 送 水 管
		□ 非 常 コ ン セ ン ト 設 備		□ 無 線 通 信 補 助 設 備		
	避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	□ 排 煙 設 備		□ 非 常 用 の 照 明 装 置		□ 機 器 換 気
		□ 空 気 調 和		□ 非 常 用 エ レ ベ ー タ ー		□ 防 火 区 画 （ 構 成 機 器 設 備 ）
□ 防 煙 区 画 （ 構 成 機 器 設 備 ）		□ 非 常 錠 設 備		□ I T V 設 備		
□ ガ ス 緊 急 遮 断 弁		□		□		
□		□		□		
□		□		□		
工 事 者 区 分	電 源 工 事					
	配 線 工 事					
	配 線 工 事					
	機 器 の 取 付 工 事					
	機 器 の 取 付 工 事					
	機 器 の 取 付 工 事					
そ の 他						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×	台	型式記号			
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 (MPa)		材質				内容積	× 本
消火薬剤		種別				型式番号			
		薬剤量	容器別数量	× 容器本数	× 容器本数	× 容器本数	× 容器本数	× 容器本数	× 容器本数
加圧用ガス		ガスの種別	窒素・二酸化炭素						
		充填量	(1台あたり)	g・	kg×	本	充填圧力	MPa	
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等					接地端子	有・無	
感知部	感知器の種別	式	型 ()	型式番号：感第		号×	種	個	
		式	型 ()	型式番号：感第		号×	種	個	
		式	型 ()	型式番号：感第		号×	種	個	
		式	型 ()	型式番号：感第		号×	種	個	
		検出方式							
音響装置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ()				運動有無	有 () 無		
手動起動方式									
放出導管		主管材質：		呼び方：		分岐管材質：			
		最大長さ		m					
放出口		材質：		放射量：		/min			
補助散水栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) ×		台	I 型 ×	台	II 型 ×	台	
電源	常用電源回路	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路					
	非常電源回路	種別 ()	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共同			
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	その他の回路	I V 電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
階	階面積	主な用途		同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数	備考		
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
合計				区域		個			
備考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。